

平成17年第2回潟上市議会定例会会議録（第2日）

○開 議 平成17年 9月14日 午前10:00

○散 会 午後 2:27

○出席議員（51名）

1番 二田 功	2番 菅原 伊佐美	3番 千田 正英
4番 鑑 則夫	5番 佐藤 富夫	6番 菅原 勉
7番 吉田 義雄	8番 門間 兵一郎	9番 児玉 春雄
10番 佐々木 松雄	11番 千種 清一	12番 佐藤 昇
13番 大谷 貞廣	15番 富樫 鉄蔵	16番 佐藤 義久
17番 淡路 五十一	18番 藤原 幸作	19番 鎌田 久
20番 伊藤 金英	21番 村井 政克	22番 佐藤 正信
23番 後藤 一志	24番 伊藤 博	25番 佐藤 忠悦
26番 澤井 昭二郎	27番 菅原 久和	28番 佐藤 恵佐雄
29番 菅原 養太郎	30番 西村 武	31番 奈良 与三郎
32番 成田 進	33番 菅原 市郎	34番 土肥 茂宏
35番 鑑 仁志	36番 武藤 守	37番 小林 友明
38番 藤原 幸雄	39番 佐藤 傳一郎	40番 嶋田 満雄
41番 菅原 俊雄	42番 大澤 一義	43番 鈴木 組子
44番 堀井 克見	45番 佐藤 幸孝	46番 藤原 典男
47番 伊藤 栄悦	48番 徳原 恭一	49番 菅原 権悦
50番 阿部 幸基	51番 門間 英也	52番 赤平 末次郎

○欠席議員（なし）

○欠 員（1名）

14番

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鑑利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	鈴木久雄
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
幼児教育課長	田仲茂隆	生活環境課長	鈴木鋼生
健康課長	川上秀佐男	生涯学習課長	丸谷昇
スポーツ振興課長	根一	国体事務局長	菅原徳志
高齢福祉課長	門間裕一	飯田川庁舎総合窓口外長	山平東
昭和庁舎総合窓口外長	佐々木博信	天王庁舎総合窓口外長	伊藤清孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成17年第2回潟上市議会定例会日程表（2日目）

平成17年9月14日 午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（赤平末次郎） ただいまの出席議員は51名でございます。もちろん定足数に達しておりますので、これより平成17年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（赤平末次郎） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、通告順に従いまして38番藤原幸雄議員、13番大谷貞廣議員、18番藤原幸作議員、29番菅原養太郎議員、7番吉田義雄議員、24番伊藤博議員、43番鈴木組子議員の順に行います。

なお、時間は、答弁を含めまして60分として、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にて発言をお願い致します。

◇38番藤原幸雄議員の発言を許可します。38番。

○38番（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。

潟上市になって初めての9月定例議会でございますが、このたびトップに質問をさせていただきました。赤平議長始め同僚議員各位に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、市当局におかれましては、石川市長を先頭に、日夜潟上市発展のためにご努力されておりますことに対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げます。

私から、通告に則り、次の4点につきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、潟上市への種苗交換会の誘致についてでございます。

市当局はもとより、農業者の多くも既にご案内のように、種苗交換会の創始者は、潟上市は昭和・豊川地区の石川理紀之助翁と伺っております。長い歴史と伝統に生まれ、関係者より親しまれてまいりました。現在、農家経済はかなり厳しい状況にあることは承知しているが、この際、新市潟上市として種苗交換会の誘致をすることにより、本市を県内外にPRする絶好のチャンスと考えます。今年は、鹿角市のようにございますが、本市には昭和のブルームッセを始め、天王、飯田川地区にも、各々適地の会場があります。言うまでもなく、この誘致には応分の地元財政負担が伴うものと伺っておりますが、これを実現することにより、農業の振興はもとより商工業の振興の一助になるものと推察致すものでございます。最近、秋田県農業に対する目は、消費者を始め農業関係者か

らも厳しく監視されているようですが、本県農業の発展と潟上市農業の躍進のためにも、ぜひ誘致に努力していただきたいが、石川市長のご所見をお伺いするものでございます。

来年は中央地区の当番と伺っております。この際、潟上市が一早く名乗りをあげ、全力投球すべきと思う。石川市長のご努力にご期待したい。また、J A関係機関と連携をすべきと思うが、重ねて石川市長のご所見をお伺いを致します。

第2番目は、潟上市の道路側溝改良計画についてでございます。

飯田川地区の道路側溝改良についてでございます。

本市の道路側溝改良計画は、どのようになっているのか詳しいことはよくわからないが、特に飯田川地区の飯塚児童館前通は当地でも大変交通量の多いところのようでございます。飯田川地区は、下水道普及率が97%ぐらいと伺っていますが、蓋付き側溝が少なく、この実現により道路幅員も広く、交通安全上と環境衛生の両面からも、まさに一挙両得と思われれます。もちろんこの実現には財政が伴うのは当然ながら、ぜひ早期に実現していただきたいと思いますが、市長のご所見をお伺いするものでございます。

また、この道路のみならず潟上市全体でどのようなご計画を持っているのか。2、3年前より県から移管された道路も天王地区にあります。その当時、道路の整備管理費などは県より毎年補助等で対応しているものと思うが、潟上市全体では、どのようなご計画を、あるいは施策を考慮しているのか、重ねてお伺いするものでございます。いずれにしても前向きにご検討をお願いしたいと思いますが、市長より率直なご答弁をご期待申し上げます。

次に、第3点目は、マイタウンバスの合理的な運行についてでございます。

潟上市には、天王、昭和地区にマイタウンバスが運行され、通勤、通学者はもとより、病院通いのご老人などから親しまれ、利用されてきましたが、近年、マイカーの普及に伴い、利用者の減少で委託業者も悲鳴をあげているようでございます。また、その影響で行政からも財政支援ということから、現状の取り組みで良いのか疑問に思うものでございます。当局でも10月ごろを目処にダイヤ改正などを含めて改善の気運があるようでございますが、どのような方策を考えているのかお伺いを致します。

当局と致しましても、いろいろ模索しているでしょうが、私はこの際、潟上市を1つととらえ、本市を一円する周遊バスに切り替えることにより、利用者も若干増加するものと思うが、当局の率直かつ前向きのご答弁を求めます。

旧3町には、それぞれの家庭で親戚もあるでしょうし、いろいろ施設もあります。こ

のため、このマイタウンバスにより市民の交流と活気ある人的交流に利用できれば市民からも喜ばれ、まさに費用対効果が上昇するものと思うが、市長のご所見をお伺いするものでございます。

4点目でございます。男鹿地区消防一部事務組合と湖東地区行政一部事務組合（消防）との合併効果と将来構想についてでございます。

潟上市も合併以来約6か月経ちましたが、市として次なる行政合併は、男鹿地区消防と湖東地区行政一部事務組合（消防）と認識しております。当然ながら市当局も、このことについて事務的作業に入っているものと推察しているが、市長の将来的展望をお聞かせいただきます。

合併によって広域的人事交流を始め、消防器具の効率的運用、すなわち高額な3点セットの活用など、幅広い分野でのメリットがあるものと思います。また、一朝有事には、市民の生命と財産を守る意味からも、大きな効果があるように思います。まさに一挙両得であります。重ねて当局のご見解を求めます。

また、デメリット、または問題点があるとすれば、どのようなところがネックになっているのかお伺いをします。私にはよくわからないが、私は何が何でもというつもりはございませんけれども、小異を捨てて大同につくべき、こう考えますが、市長のご所見をお伺いするものでございます。

また現在、はしご車の代替として、高所放水車を常備しているのは、男鹿南秋では男鹿地区消防一部事務組合だけで、広域化により、はしご車のない湖東地域にも出動支援など、化学消防車などによる油火災等大規模災害や事故発生時の二重出動における体制になるなど、メリットが各般にわたり大と思う。市長はこの問題に一早く着手すべきと思うが、率直なご所見をお伺いするものでございます。

また、現在の主要な消防業務である救急車の出動のうち、救急救命士が搭乗する高規格救急車の効率的配備や、今後、多種多様化するであろう災害に向け、必要となる特殊車両についても、各消防本部でも重複することなく計画的に配備できるなど、高度な住民サービスができるものと思いますが、石川市長の率直なご答弁を心からご期待を申し上げ、壇上からの質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 38番藤原幸雄議員の一般質問の第1点目、種苗交換会の潟上市への誘致について答弁致します。

明年開催される第129回秋田県種苗交換会の本市への誘致に対するご質問にお答え申し上げます。

長い歴史と伝統に培われ、地域農業の発展と振興に大きな指標を与えてまいりました種苗交換会は、ご承知のとおり本市、昭和、豊川、山田を本拠に活動を広めた聖農の石川理紀之助翁が創設し、現在に至っております。これまで明治11年の第1回を皮切りに、今日に至る交換会の歴史の中で、昭和16年の第64回が旧昭和町、飯田川町の地域を会場に開催されていますが、以来64年間にわたって創設者の地元での開催は実現されていません。

このたび潟上市が誕生し、このすがすがとした緑豊かな山あいから八郎湖岸に広がる田畑は、聖農石川翁がその生涯を農村の更生、農家の救済、農業の振興に捧げた源の地であり、38番藤原議員が申し上げたとおり誘致によって潟上市の農業はもとより、地元商工業等の活性化と発展、躍進に与える影響は、私も大きいものがあると認識しております。

今年、鹿角市で開催される種苗交換会では、来年度の開催地が発表されることとなりますが、これについて主催者側からの公式・非公式にかかわらず、打診というか話し合いの場がない段階ではありますが、今後はJAはもちろん、それらの情報の収集にあたられたいと考えています。もし、情報の収集によってそのような打診、あるいは話があるとすれば、早急に関係団体、あるいは議会とも相談しながら、その対策を練っていきたいと、こう考えております。

続いて2番目の潟上市の道路側溝改良計画についてでございます。

道路側溝計画につきましては、旧天王町においては4地区を対象に、財政事情と照らし合わせながら年次計画で整備しております。ご指摘の飯田川地区に限らず、潟上市全体としては、道路整備計画との整合性を図りながら側溝改良計画を作成し、緊急性の高い場所から年次計画で整備していく方針であります。

また、県から移管された道路につきましては、移管される前に、県である程度の整備をしておりますが、現在県道となっているところは、県で維持管理をしております。県の計画では、秋田県全体の維持管理費として年間約1億円程度しかなく、各市町村の要望を全面的に取り入れることは困難であると言っておりますが、今後とも粘り強く要望していきたいと考えております。移管された道路も含めて、幹線市道の維持管理については、道路交付金事業に組み込んで要望しており、できる限り国・県の財源を利用しな

がら維持管理していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

3点目のマイタウンバスの合理的運行について申し上げます。

マイタウンバスは、地域住民の交通機関として、また、交通弱者と言われる方々にとっても必要な不可欠なものであり、広く住民の方々から親しまれてきました。しかし、ご指摘のとおり最近ではマイカーの普及により、年々利用者が減少の一途をたどっている現況にあります。また、この10月からマイタウンバスの運行は中央交通から秋田中央トランスポート株式会社に変更となります。これを受けて現在、協議を進めておりますが、運行会社からは、路線変更の見直し、あるいは事務的な手続き等に時間を要し、10月よりも来年4月からの運行変更が望ましいとの要請を受けております。今後、住民の方々の要望も視野に入れながら、効率的な運行を検討してまいりたいと考えております。

次に、本市の一元周遊バスの件であります。一部の方々からも要望としてご意見を拝聴しております。この件につきましても、既に合併した市町村に問い合わせをしておりますが、計画と現況では利用状況はなかなか厳しいと聞いております。しかし、ご提案のように市民の交流と活気ある人的交流を図るためにも大切なことであり、いろいろなケースを想定しながら前向きに検討してまいりたいと存じます。

4点目の男鹿地区消防一部事務組合と湖東地区行政一部事務組合との合併効果と将来構想について申し上げます。

広域消防は、本来であれば1つの組合加盟が望ましいと思いますが、当面現況のまま推移されるものと推察しております。現在、男鹿地区消防一部事務組合では、合併に伴い、12月末を目処に議員構成のスリム化を図るべく検討をしております。

将来的展望ということですが、平成15年10月30日付けで消防庁長官名で、市町村合併に伴う消防本部の広域再編について消防庁の見解が示されております。消防が複雑多様化、高度化する消防需要に応じた消防の組織・施設整備等の充実・強化を図っていくにあたって、小規模な消防本部では一般に人員構成や研修体制が脆弱であり、このため災害の初動体制や大規模災害への対応が不十分であったり、予防等の専門要員や救急救命士の確保が困難であることなど多くの問題を抱えております。これらの解決に資するため、消防本部の広域再編を進めることにより、小規模消防本部を解消し、消防の対応力強化を図っていくことが喫緊の課題と位置づけ、市管轄人口が概ね10万人以上となることを基本としています。

合併に伴うメリットとして、従来、全県の広域消防については、消防総合応援協定が

交わされておりますが、あくまでも大規模な災害、あるいは特殊な災害などの応援協定となっております。このたび合併を契機に新たに男鹿地区消防一部事務組合と湖東地区行政一部事務組合とで、行政区域内の災害のための細部にわたる応援協定を結んでおり、災害に対処して大きな効果があるものと期待しております。

また、消防団についても今まで旧3町の境界は手薄な状態であっただけに、地区を超えて相互の応援消火がスムーズなものとなり、初動体制にも大きなメリットがあります。

デメリットとしては、一斉に多くの広域消防、あるいは各分団が現場に集中することから大変な混雑が予想されますが、普段の訓練と情報伝達の徹底を図り、円滑な消防・防災体制がとれるような総合訓練等を実施し、より効果的な活動ができるよう体制整備を図りたいと存じます。

いずれにせよ今後の広域消防のあり方について、五城目町も含めた関係市町村長の話し合いは必要であると認識しているところでございます。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 38番、再質問ございませんか。はい、38番藤原議員。

○38番（藤原幸雄） 市長、どうもありがとうございました。

私から、1、2点、お伺いをします。

先ほど市長の答弁では、いろいろと情報の収集ということでございますけれども、もちろん当然だと思います。聞くところによりますと、例えば中央部であっても、あるいは男鹿市であっても、今までは抽選ということがございましたように思います。しかしながら、湖東、ここは新市潟上市になってから初めての、昭和では62年前にやったという経緯もございますけれども、ここはひとつ譲っていただきたいと。抽選でなく譲っていただきたい。いわゆる話し合いでお願いするというのを特に市長から、あるいは関係機関に対しても、このことについて要望していただきたいと思います。特にまた来年を逃せば、また8年も9年も来ないということもございます。ジョークではございませんが、石川理紀之助翁がいわゆる創始者であることを含めまして、ここは潟上市の市長は石川市長であるということも、そこら辺もお願いをしながら、頑張っていただければ大変ありがたいと思います。

それから第4番目のこの消防でございますけれども、これはまた同僚議員からもご質問あるようでございますが、言ってみれば潟上市は、男鹿地区消防、あるいは湖東と両方で、何と申しますか、また聞き状況でございますので、この際、やはり合併を考えた

中で対応、五城目地区もそうですけれども、合併を考えた場合では大変メリットがあると、市長も先ほど申されましたけれども、私もまったく同感でございますので、これにもひとつ意を注いで頑張っていたいただきたいと思います。この2点について市長のご見解をお願いします。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 藤原幸雄議員の一般再質問に答弁、1点目の交換会の、例えば抽選でなくてというようなことでありますが、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、これが要するに主催者側では、手挙げ方式、つまり手を挙げた方が早めにいくところというわけでもない。聞くところによると、五城目町へ打診をしたら断られたと。これも不確かな情報ではあります。したがって私たちは、先ほど申し上げるとおり、公式な場で、交換会、来年は中央地区、あるいは男鹿南秋地区を含めた当番地であると。したがって、皆さんどうですかというような公式の話があってこそ進めるべきであると。もちろんこれは、その範囲、それから場所、交通関係のアクセス。それと最も肝心の財政出動がどのくらいになるかということも、まだ未定なわけです、我々としては。だからそういうことで、できるだけ情報収集に努めると言いましたけれども、今日の一般質問が終わった時点で、JAの方へ「こういう質問があったが、どうなっていますか」というような、こちらからの打診というものは必要であろうと思っています。

それから2番目の消防のメリットについては、これはそのとおりであります。だが、今、男鹿、それから湖東、五城目署は単独でやっています。これを一挙に行政が合併したから、いわゆる一部組合も合併ということは、人的にも財政的にも当面不可能だと私は思います。先ほど申し上げたとおり、いわゆる関係市町村の話し合いの場は、これは私の今得ている感触では全部望ましいと、こう思っていますので、誰が先導役になるか口づて役になるかわかりませんが、いずれこれはもう汲々にはいきませんが、そのような話し合いの場はぜひ設けて、今後の広域消防のあり方等について議論をすべきであると、こう思っています。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 38番、藤原議員。

○38番（藤原幸雄） もう1点だけお伺いします。

先ほどの4番の消防の問題でございますけれども、湖東、あるいは男鹿地区と合併をするということになれば、あるいは五城目も含めて合併するとなれば非常に難しいわけ

でございますが、せっかくこの潟上市もできあがったので、私はもう一つの考えがあるかと思えます。と言いますのは、一般質問に書いてはございませんけれども、将来的には、先ほど市長は直ちにはできない、容易でないという意味のことを言われたようでございますが、この際やっぱり潟上市1つでも立ち上げる気持ちはないのかなという考えもします。と言いますのは、先ほど市長の言った10万人人口からすれば、やや逆行するようでございますが、これも1つの方法ではなかろうかなと思うわけでございます。市長の個人的な考えでもよろしゅうございますので、お願いします。五城目も入ってでも、お願いします。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 潟上市の立ち上げだけでもということですが、今、3町合併して、消防の体制を再編し、進めております。例えば男鹿から抜けて、湖東地区に入るというご提案でしょうか。

○38番（藤原幸雄） 潟上市でやるということです。

○市長（石川光男） 潟上市単独でやるとすると、これも言うは易く、行い難しで、例えば男鹿消防から脱退するのが第1条件となります。そうすると、分担金も含めて今までの財産というものはどうなるかと。分担金は、例えば区切りはつきますけれども、財産、人員をどうするか。これはもう大変だと思いますよ。だから、一朝一夕にはできないということを申し上げました。ご提言はご提言として、これらも含めて、旧男鹿南秋、潟上市も含めたトップ同士の話し合いは必要ではなかろうかと、こう申し上げました。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 38番、よろしいですね。これをもちまして、38番藤原議員の一般質問を終わりました。

◇次に、13番大谷貞廣議員の発言を許可します。13番。

○13番（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

通告により、4項目の質問をさせていただきます。

第1点の農家所得の向上対策について。

新生潟上市の発展の源である基幹産業も国の農政見直しに基づき、平成16年度から農業者、関係機関、関係団体が主体となり、地域水田農業ビジョンを水田農業の改革施策としてスタートしたが、農家を取り巻く環境は厳しく、大企業とてない潟上市にとって、基幹産業が安定することによって他産業も相乗されて産業全体が活性化し、雇用が促進

され、市全体が潤いに満ちてくるものと考えられます。地域の農業の支援をすることの1点として、低コスト、高品質生産を図るために、資格ある営農技術指導体制はどのようなのか。

2として、農業者と地域の意識改革を進めるに食の安全・安心の上でも地産地消、食育活動を積極的に推進する。身近なところで給食食材、根菜類は委託生産として価格保証などをするお考えはないのか。

次に、障害児教育について。

戦後60年、日本人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、社会通年も変化したことは見解にもよるだろうが過言ではなかろうかと思えます。

近年、障害児教育も過渡期にあると言われているが、潟上市においては知的障害、難聴障害、肢体障害など3教室に1教師、1介護補助員とで就学されておりますが、自ら求めた職業人としても現場での安全は限界が考えられます。いにしえから安全に勝るものはなしと言われております。お考えをお聞かせ願いたい。

3点、不招請勧誘への対応。

消費者取引が複雑化、高度化する中で、消費者被害は年々増加を続け、平成16年度の全国の消費者相談が約186万件と、国民生活センターで発表されております。訪問販売、電話勧誘、点検商法、送り付け商法、催眠商法などなど高齢者の被害が社会問題化し、また、消費者被害も低年齢化していると全国消費生活相談員協会の談話があります。

平成16年6月、消費者基本法が制定され、消費者利益の擁護に関する消費者基本計画を平成17年度から5年間を対象に政府が計画を強力に推進すると、総理府国民生活局パンフレットにあります。市民の生活防衛の手だてとして、どのようなお考えですか。

4、八郎湖の環境浄化にかかわる市民主導プロジェクト支援について。

八郎湖の浄化として潟上保存会が「八郎太郎プロジェクト」を市民主導で事業として立案、事業費は県、秋田地域振興局、環八郎湖・水郷の創出プロジェクト助成金300万円を充て、護岸を八郎潟の原風景再現を図る八郎湖復元100年計画、その工事資材として膨大な間伐材を利用、これは里山の整備による波及効果が予想されます。地域の活性にもつながるものと考えられます。某紙に「次世代にわたる活動」と掲載されました。市としての支援対応はどのようなのか。

以上、宜しくお願いします。

○議長（赤平末次郎） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 13番大谷議員の1点目、農家所得の向上対策についてお答え申し上げます。

潟上市誕生に際し、新市建設計画が合併協議会で確認されておりますが、この中において農業は市の基幹産業として位置づけられており、現在、平成16年度にスタートした米政策改革に基づき、地域水田農業ビジョンの実現に向け、産地づくり対策を進めているところでございます。この政策の最大のポイントは、米づくりの本来あるべき姿を平成22年度まで実現することでありますが、改革の背景には、米の需給が急速に減少したことに伴う需給バランスの調整を農業者、農業団体等が自ら行いなさいということであり、また、現状を見ますと、米の価格の低下など一段と農業には厳しい状況におかれてきていると私も認識しております。

さて、1つ目の低コスト・高品質な農産物の生産を図るための資格ある営農技術指導体制はどのように、というご質問であります。これまで地域農業の普及活動等を先導してまいりました秋田地域振興局農林部の農業改良普及センターが、農業改良助長法の一部を改正する法律の施行によって、地域農業改良普及センターの必置規制が廃止されたため、平成17年度からは秋田地域振興局農林部普及指導課と名称と内部体制が変更されております。

県では、このことによる普及指導の低下を避けるため、農業試験場技術普及部の普及指導部を同課の広域専門支援班に配置し、地域営農支援計画、産地づくり計画、経営体育成計画、新規就農者の確保・育成、企業活動支援計画などの指導にあたることとしております。もちろん地元農協の営農指導部署による指導支援と、市の農業各団体で構成する農業指導センターが、常に農家を支援する体制を今後もとってまいりますので、ご活用いただきたいと存じます。

2つ目の質問でございますが、ご指摘のとおり、消費者に安全で安心な農産物を届ける体制を確立するには、新鮮でおいしい地場産品を提供する地産地消、地域の食文化や食材をテーマとしたスローフード運動、学校給食を食教育の場とする食育活動など、市民への浸透を図ることによる食料・農業への理解を深める上で大切であり、今後の農業のあるべき姿の一つとして大事な要素と考えております。

これを実践するにあたっては、安定した生産品質と生産量などを確保することが重要であると考えます。このため、例えば地産地消の拠点となるようなモデル団地をつくることなども一考であります。ご提案の受託生産や生産物に対する価格保証も策ではあり

ますが、まずは生産する基盤を整える方策を認定農業者や意欲ある担い手を中心に検討してまいりたいと存じます。

2つ目の障害児教育については、教育長が答弁を致します。

3つ目の不招請勧誘への対応についてでございます。

当市におきましても先般、違法的な訪問販売及び催眠商法、オレオレ詐欺商法に類似するものの発生が見られました。その都度、市民の方々の情報提供があり、それに基づき警察に連絡、巡回を行い、対応しております。今後も消費者相談についての事例を広報等に掲載し、周知を図るとともに、発生、相談があった場合は、県生活センター、警察と連絡を密にしながら迅速に対応していきたいと考えております。

4点目の八郎湖の環境浄化にかかわる市民主導プロジェクト支援について申し上げます。

八郎湖の環境保全につきましては、八郎湖水質対策連絡協議会を通じ、周辺市町村より浄化事業に対し、県及び国に要望するとともに、各市町村においても下水道等の整備を推進してきたところであり、今回の事業につきましても平成15年より環八郎湖流域の未来シンポジウムの開催等、県、秋田振興局と共催のもと実施したところであり、平成16年度においても地域未来フォーラムを開催し、市民への環境保全に対する意識の醸成を図っております。

八郎湖の環境浄化は、官と民が一体となって事業を推し進めることが大切であり、今後も市民プロジェクトを広報等で市民への情報提供を図り、県、秋田振興局と協議、協力しながら事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 13番の大谷議員の障害児教育についてお答えしたいと思います。

障害児に対する教育に対しては、就学指導委員会を開き、対応しています。

就学指導委員会では、就学時の検診の結果や保護者の願い、幼稚園・保育園の先生方の意見を聞き、当該児童生徒の障害の状態や発達の程度、及び学校や地域の実態に応じ、学級や介護の職員の配置を決めています。特に障害のある児童生徒を普通学級とするか、また特殊学級とするかは、保護者の考え等を十分に聞いて決定していきます。決定にあたっては、当該児童が将来的に自立し、充実した生活を送ることができるように考慮しています。

今年度の特殊学級においては、障害別の学級を編成していますが、小学校では5つの学校で9学級、中学校では1つの学校に1学級があります。授業は、1学級に1人の教員で行っております。しかし、授業教科によっては他の教員とチームを組み、複数の教員で行っています。このように複数の教員で対応することにより、安全についても十分対応しているところであります。

普通学級には、障害の程度の軽い児童生徒が在籍していることがあります。授業を行うにあたり、児童生徒が十分な教育を受けることができるように、児童生徒の状態に応じて、市や県の費用で生活支援員や介助員を配置し、対応しています。今年度は小学校に生活支援や介助員を4名配置しています。8月までに数校の学校を訪問していますが、このような子供たちは支援員などから援助を受けて学習に励んでおりました。

来年度については、現在、小学校に入学する新1年生を含め、障害のある子供の調査把握に努めているところであります。これから親や就学時の検診などの情報をもとに、就学指導委員会を開催し、一人ひとりの子供に考慮した教育ができるように検討していきます。また、生活支援など人的配置などについては、県教育委員会との関係もありますので、県に要望してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 13番、再質問ございませんか。ありませんか。はい、13番。

○13番（大谷貞廣） 質問ではございませんが、先ほどの私の給食食材の件なんですけれども、価格保証ということで、私が調べたところによりますと、食の教育というものを取り寄せています。これは埼玉県のと光市の食の教育ということで、こういうことが書かれております。『日本農業新聞 平成4年7月15日付けによる。埼玉県和光市では、地場産業食と食教育を結びつけている市内8小学校は、統一献立の単独調理場方式で、小学校1年生には地場産のトウモロコシ皮むき体験を行う。生産者が先生となり授業をし、皮をむいたトウモロコシはその日の学校給食で出される。授業では食物の話や作物の作り方についての説明と児童からの質問を受ける。和光市農産物直売組合は、1990年に結成し、翌年より学校給食への野菜供給を初め、現在は15品目を納入。年1回、市教育委員会、栄養職員と調整会議を行い、利用計画、作付計画を立てる。価格は市場の中値が基本』と、こういうようなことをやっているというご紹介なんですけれども、ひとつご参考にさせていただければ良いなと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 答弁は必要ございませんね。

○13番（大谷貞廣） 必要ありません。

○議長（赤平末次郎） 以上をもちまして、13番大谷議員の一般質問を終了致します。

◇次に、18番藤原幸作議員の発言を許可します。18番。

○18番（藤原幸作） 初めて質問に立つわけでございますが、質問の機会を与えていただき誠にありがとうございます。

質問通告は4件でございますが、1点目の秋田県種苗交換会の誘致、2点目の消防組織のあり方、これにつきましては38番藤原議員の一般質問に対する石川市長のご答弁によりまして答弁は必要ございませんが、私の質問の要旨を申し述べます。

1、秋田県種苗交換会誘致について。

「先人に学び、農業の未来を広く」をスローガンに明治11年（1878年）から連綿として開催されている秋田県種苗交換会は、農民の祭典として全国的に知られる。本年は鹿角市において11月1日から7日まで開かれる。来年度は9年サイクルがめぐり、男鹿市、潟上市、南秋地区が開催予定地である。歴史と伝統を誇る交換会を育てたのは、聖農石川理紀之助翁である。翁の活動本拠地である潟上市にとって、またとない機会をとらえ、129回秋田県種苗交換会を関係機関と連携の上、誘致し、本市農業の振興、地域発展を図るべきである。次年度開催地は交換会開催期間中に開かれる秋田県農協中央会理事会で決定される。決定まで2か月を切っており、短い期間であるが、市長は市議会と協議の上、誘致運動を展開すべきである。

ちなみに秋田県種苗交換会の歴史を見ると、潟上市管内では昭和16年（1941年）の第64回大会が大久保町、飯田川町の両町で開催されている。交換会終了後の同年12月8日、日本は太平洋戦争に突入した。その後、当地域は五城目町と男鹿市がそれぞれ3回ずつ交互に開催。昭和町も昭和54年の第102回大会に名乗りを挙げたが、農協組合長同士の抽選により男鹿市に決定した経緯がある。その時から27年が経過している。潟上市管内としては、昭和16年以来、65年ぶりの開催を切望するものである。

先ほど情報の収集という市長のご答弁でありましたけれども、石川翁の格言は「寝ていて人を起こすことなかれ」でございますので、やはり情報というのは受信じゃなくて発信ということで宜しくお願い申し上げたいと、こういうふうに思います。

次に、2点目は消防組織のあり方であります。

昭和地区において相次いで火災が発生し、焼死者まで出たことは残念の極みである。

しかし、地区消防団、常備消防団の懸命の消火作業により被害を最小限にとどめたことに対し、そのご労苦、防災意識の高揚に住民として感謝と敬意を表するものである。これらの火災は潟上市として初めてのケースであり、これらを踏まえて消防施設の充実、消防への連絡、両消防本部の連携、市の役割等について十二分に検討されたものと存じますので省き、消防組織のあり方について質問します。

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責務を有する、と消防組織法に規定されている。県内では17消防組織がある。秋田市と五城目町が市・町単独であるが、他は広域消防である。この17消防本部には潟上市が加入している男鹿・湖東消防本部もある。今後は予防行政、消防設備の充実・強化、救急の高度化、応援体制、大規模災害応急対策など、広域消防で対応すべき事項が多発することが予測され、防災まちづくり事業の推進と消防財政コスト低減のためには、組織改革における施設の統廃合、消防本部の再編は必至である。

また、地域防災の中核である消防団についても施設整備、教育訓練の充実、処遇の改善等により活性化を図るべきことは論を待たない。現在の2消防本部体制、市単独、2消防本部を統合した広域消防と3つの方策が想定される。将来の消防組織のあり方を検討する時期と存ずるが、市長の見解は、というふうなことでございまして、先ほどの38番藤原議員へのご答弁に尽きると思いますので、答弁は割愛されても結構です。

なお、消防には予算の中で7億円ぐらいの支出があるわけございまして、予算全体の6%に相当するというふうなことで大変多額でございますので、十分検討する必要があることを申し添えておきます。

3点目は、大久保駅舎及び周辺環境整備についてであります。

旧昭和町の第4次総合発展計画の地域と生活に密着した交通基盤の整備の充実項目に、大久保駅の現状、課題、これからの取り組み、主な施設、事業とあり、現状では老朽化とバリアフリー化の対応が不可能。課題では、新築の検討とバリアフリー化、東西アクセス。これらへの取り組みでは、老朽化対策、安全性、利便性の向上はもちろん、まちづくりの観点から東西連絡機能を持ち、複合施設としての可能性を考え、生活交流の拠点として整備を図る。主な施設としては、事業では駅舎及び周辺環境整備は大久保駅舎の改築事業と盛り込まれている。これらの発展計画に盛り込まれた事項は潟上市に引き継がれ、新市建設計画に折り込み済みと存じますが、今後どのような取り扱いとなるか、次の2点を市長にお尋ねします。

なお、これらの企画及び事業施行担当課を明確にする必要があります。1つは、東西アクセスと駅舎の改築。2つ目、駅前公園と駐車場の環境整備であります。

最後の4点目の集会施設等の改築と補修についてであります。

1つ目は、レイクプラザ昭和は、雇用促進事業団からの払い下げの施設であるが、築15年経過であるが、玄関前のひさし、ポーチは錆びて穴が開いている。屋根の囲い部分、鉄骨が錆びており、下部はこれまた空隙、穴ができています。放置すると建物全体に影響が出るし、利用している市民から見ると、公共施設の管理体制のあり方を問われることにもなる。降雪前に補修する必要があると思います。

2つ目は、豊川コミュニティは昭和47年、秋田県の県単第1号のコミュニティ地区として指定を受け、翌48年オイルショックの年に施設を建設し、築32年となる。今後、維持管理費は増大するものと予測される。コミュニティ施設は、地区活動シンボルとしての役割は大であり、その活動実績は賞讃に値するところである。しかし、屋根等の老朽度が著しく、このままでは利用に支障が出るのが懸念されるので、改築補修などの整備は緊急性を持っている。

また、コミュニティ施設の環境整備として周辺樹木管理は関係者のボランティアと併せ、管理体制を明らかにするべきであるし、豊川河川の橋桁横を通っている水道管凍結防止のヒーターは、コミュニティ施設からコンセントによる延長コードで対応している。安全管理に問題があり、早急に対処すべきである。特に施設の屋根は塗装を重ねてきたが、葺き替えをしないと建物全体がだめになることが明白である。地区住民からは小学校改築に併せてコミュニティも改築して欲しいとの要望もあるが、新市建設計画、財政上の観点からも建物全体を診断し、いつごろ改築するのか、当面、屋根葺き替え補修をするのか検討して欲しいものである。

なお、当該施設だけでなく施設管理にあたっては、定期的に調査、検査を実施して、年次計画により整備計画をされますよう要望しておきます。

以上、レイクプラザの補修と豊川コミュニティ改築及び補修について、市長の所見をお伺い致します。

○議長（赤平末次郎） 確認致しますが、項目の1番・2番は答弁必要ありませんね。

石川市長。

○市長（石川光男） 18番藤原議員の質問にお答え致します。

1点目のことについては、答弁は不要ということですが、「寝ていて人を起こすこと

なかれ」は、私も大変その、見聞きしておりますので、それを教訓に情報収集に努めたいと。また、藤原議員は農業及び農業団体で今まで主導をしてきた経験もある方ですので、どうかご指導、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

それから、2点目も答弁必要ないということですが、質問要旨にあります将来の消防組織のあり方を検討する時期に来ているということについては、まったく私もそう思っています。

3点目のJR大久保駅舎及び周辺整備について答弁致します。

大久保駅舎の改築につきましては、旧昭和町における第4次総合発展計画の中でまちづくりの観点からの東西連絡機能や複合施設としての可能性、生活交流拠点として整備を図ることなどを計画しており、この施策への取り組みについては、新市建設計画の新市一体プロジェクトとして引き継がれておりますことはご承知のとおりであります。

新市建設計画に盛り込みましたこれら事業につきましては、今後10年間における主要事業として合併特例債をもって推進するものでありますが、私の基本的な考え方としては、事業への取り組みや優先順位等々にあたっては、当然のことながら議会に諮り、議員各位のご意見等も参酌しながら進めてまいり所存であります。

現在、市においては潟上市総合発展計画、仮称であります、の策定に取り組んでおります。大久保駅舎の改築と駅前公園と駐車場の周辺環境整備、また現在整備を進めております大久保駅西側の街道下線と接続する自由通路の建設等、駅構内のバリアフリー化等への対応も含め、計画の中に網羅されていくべき重要施策と位置づけているところであります。

本事業の推進にあたっては、当然のことながらJRとの検討協議が必要であります。JRにおける駅舎の所有者として、更新や財政負担等の考え方など、今後、時間をかけ協議の内容を深めていく必要があること、本市における総合発展計画の施策事業と財政状況等も勘案しながら協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い致します。

なお、本事業の推進にあたっては、総合政策課が担当することに決めましたので、併せて申し添え致します。

4つ目の集会施設の改築と補修についてでございますが、レイクプラザ昭和は、平成15年度まで昭和町商工会に管理を委託しておりましたが、平成16年度から直接管理をしている集会施設であります。

ご指摘のとおり玄関前の傷は錆びによって穴が開いている状況となっております。また、他の集会施設も老朽化が目立つようになっておりますので、今後、破損状況や緊急性を現地調査し、順次計画的に修繕をしていきたいと考えております。

豊川コミュニティ屋根などの補修についてであります。豊川コミュニティ協議会の活動は誠に賞讃すべきところがあります。施設は豊川地区のシンボルとなっております。当施設は築32年を経過し、各箇所にも老朽化が見られる状況であります。当施設の修繕は、平成14年度に廊下の壁を修理し、15年度に東側の一部を葺き替えと研修室の床の張り替えを行い、また16年度には事務室側の屋根の一部の葺き替えと研修室の壁クロスの張り替えを行っております。今後、屋根の葺き替えも含め修繕等について計画的に進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございますか。

○18番（藤原幸作） ありません。

○議長（赤平末次郎） これにて藤原議員の一般質問は終了致しました。

暫時休憩致します。11時10分にご集合ください。

午前11時00分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長（赤平末次郎） 会議を再開致します。

◇29番菅原養太郎議員の発言を許可します。29番。

○29番（菅原養太郎） ご質問を申し上げます。

私の尋ねたいことは2点ありますが、1つは町村合併後の旧3町給与の格差統一と、もう1つは、教育長が機能的教育活動を進めるために、この2点であります。このうち特に1点目の方は、私、この原稿を書くにあたりまして時間が十分でなかったために、推敲の時間が取れなくて、この私の言おうとするところ、市長さんが果たしてわかったのかなと心配しておりますけれども、その上でひとつ明解なご答弁をお願いしたいと思います。

まず最初の市町村合併後の旧3町給与の格差統一についてであります。町村合併にあたっては、特に留意しなければならない最重要点として、次の点に心を配るようにかねがね私は先輩諸氏から伺っておりました。それは、合併する町村職員の給与額を定め、

または処遇を定めるにあたって、何よりもまず公平の大義を厳格に守ることだと、このように教えられておりました。もしこの点が損なわれることがあるとすれば、職員相互の信頼が壊れ、場合によっては職員全体の士気に阻喪を来すことがあると、こういうふうに諭されておりました。天王、昭和、飯田川の3町間には、かねてから少なからぬ給与の格差があると、こういうふうに言われておりましたが、このことについては合併協議会では、合併協議書に次のとおり記されており、給料に格差があることを暗に認めております。すなわち、職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る、こういうふうにあります。そして、この調整統一に要する期間は3か年以内と、1に記されております。もちろん協定締結以後は、協議会において一人ひとりの給与をきちんと洗い出す作業が既に進行されているものと推察致す次第であります。ただ一概に洗い出し作業と言いましても、これがなかなかの繁多な仕事で、担当者は大変な苦勞をされることだと考えます。前回、定例会の答弁に市長が申されましたとおり、1つには初任給の給料月額が違うこと、2つ目は主事補から主事、主事から主任への格付年数が違うこと、3つ目は給料の職階制の運用が違うことなどの難問が指摘されましたが、誠にそのとおりでありまして、前途多難であると言わざるを得ません。

しかし、そのように手間のかかる仕事であればこそ3年間という、実に埒外の作業期間を認めたものと推測される次第でもあります。

さて、調査を終わり、調整をした上は、誰が見ても一目瞭然たる全職員に共通の給与体系をつくりあげなければなりません。町村職員間の給与格差の調整は、本来であれば合併時に統一して行われるのが理想であります。これは若美町のように、あるいは雄物川町のように、給料格差を調整し、すっきりした形で、その上で予算補正をして合併に臨んだ町村の実例もあります。また、潟上市のように3か年の調査調整期間のあとで格差調整に向かうと、こういう自治体もあります。潟上市には、旧天王町、旧昭和町、旧飯田川町という3つの給与体系があります。ラスパイレス指数で言いますと、平成16年度現在では、天王町が87.9、昭和町が80.0、飯田川町が81.5と、こういうふうになっております。この3町間の給与を統一しようとするれば、どの地域を基準に考えるべきでありましょうか。給与水準の低い昭和、飯田川を基準にすることは、前例から考えても、まずおそらく考えられないことでもあります。とすれば、当然、天王町に基準点を据えて考えることとなります。すなわち、昭和、飯田川の給与が天王町に頭をそろえる、こう

ということになるかと存じます。天王町と他の2町との給与の格差がどの程度になるものかは、現況からまだ判然とした数字は出てまいりません。しかし、合併による格差を一発で是正した雄物川町、若美町の実例と違って、今後3年間の長期にわたって格差を是正しなければならないとするならば、予算補正を要するその金額は、おそらく私たちの予想をはるかに超える、言うなれば膨大な金額になるのではないのでしょうか。また、3年後までは格差是正の処理を先延ばしにするとすれば、その期間の損害金、または金利が多大な金額になることも、まさにそのとおりであります。やはり何としても頑張っ、て、3年という定めた日数をいくらかでも短縮しなければならないだろうと考えます。

次は、給与格差の調整の途中で退職する職員が出てきた場合の退職金の計算及びその時点で未調整のままになっている給与の計算はどのように処理するものか、この点についてお伺い申し上げます。

以上、甚だご面倒と存じますが、ご答弁をお願い申し上げます。

さらに付け加えますれば、要するに昭和町、飯田川町の給与は、大分、天王町よりも格差があることになりますので、やはりどうしてもこの格差をなるべく早く、3年と言わず、できたらもっと早くやらなければ、いろいろな金利負担、あるいは損害金の負担、その他いろいろ問題が出てまいります。今言ったこの2町の職員の心配をしているのは、この3年間という期間の間に、もしかして何か変わった事情があつて自分たちの給与が正当な金額もらえないのではないかと、こういうことがいろいろ心配されておるようであります。大変申し上げにくいことを申し上げましたが、この点をご勘案くださいまして、市長におかれましては格段のご配慮のほどをお願い申し上げます。

次に、2番目は教育長が機能的教育活動を進めるためにと、わかったようなわからないようなテーマを出してありますけれども、これは今これから申し上げますとだんだんわかります。

潟上市の合併成立以来、小学校、中学校始め教育長が指導監督しなければならない分野が急速に拡大、増加しておることによって、教育長の業務の範囲が非常に繁忙をきたしているように思われます。これからひとつ私がお提案申し上げたいことは、これは前もって教育長にお話したことも、あるいはご相談したこともないのでありますが、ぜひ改善の必要があるのではないかと強く感じていることでもあります。

問題に思うのは、教育長に専用の執務室、つまり事務室がないということでもあります。携帯電話を片手に庁内のあちらこちら忙しそうに飛び回っている姿は、どう考えても非

常に不自然に思われてなりません。時節柄、これからは教育関係の打ち合わせも少なくないと思いますし、また、特に重大なことは、教職員の異動の時期を迎えて、上部機関や教職員自身との連絡やら機密を要する事柄について、一般事務室の中では到底会話で済むことではないだろうと考えられます。さらばと言って必要の都度、携帯電話を持って室外に出なければならぬなどということは、誠に論外というものではないでしょうか。飯田川庁舎も決して広くはありません。いろいろ差し障りがないとは言えないでしょうが、大切な教育活動のためでありますので、何とかやりくりして専用の執務室の確保に格別のご配慮を賜りたいとお願い申し上げる次第であります。

この件に関しましては、この回答はもちろん今日すぐというわけにはまいらないと存じますが、慎重にご検討の上、ぜひ良い結果を得られますように市長に特にお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 29番菅原議員の1点目、町村合併後の旧3町村給与の格差統一についてでございますが、ご質問は給与格差を公平に実施することは当然でありますけれども、是正については3年と言わずもう少し期間を早める必要があるのではないかと。また、調整中での退職者についての対応は、どうかというご質問と存じますので、お答え申し上げます。

現在の実態については、おっしゃるとおりであり、前回定例会においてもご答弁致しております。給与の是正期間については、3年を目処に調整をすることとして、是正基準を明確にするための作業を個々の調整作業を進めているところであります。

また、給与の改定については、旧3町においても人事院勧告に基づいて実施しており、本市においても準拠して実施したいと存じておりますが、このたびの人事院が8月15日付けで内閣総理大臣と衆参両院議長に勧告した、いわゆる平成17年の人事院勧告では、国家公務員の給与改定について俸給表、いわゆる給料表であります。これを基本から見直し、地域給を導入するため、平均4.8%の給与引き下げ、俸給表における級の統合や合法の4分割化など大幅な改定を勧告しております。

今後の給与調整は、この人事院勧告と重なることにより、非常に複雑な作業となりますので、勧告の詳細を精査し、できるだけ早い期間で調整をしたいと考えておりますが、菅原議員のお見込みのとおり、そのための財政対応ができるかどうかも見極めながら進

めてまいりたいと存じます。

なお、調整期間中の退職者についても、その実態を精査し、調整が必要な場合は調整することになりますので、ご理解いただきたいと存じます。

2点目の教育長が機能的教育活動を進めるにあたってについてでございますが、教育長の執務室の件であります。合併時の行政組織については、合併協議の中で旧3町の庁舎を分庁舎として活用する分庁方式とすることとなり、それぞれの部署での配置にあたり基本として合併間もない状況の中で教育長、部長等の管理職員については、すべての職員を見渡せ、気軽に話せるコミュニケーションを大事にした配置をすることと致しました。それで、現在に至っております。教育長の執務についても、この原則のもとに現在の配置になっております。

しかし、菅原議員のご指摘のとおり、職務上の機密事項やプライバシーに関することもあると存じております。また、教育長には行政教育はもちろんでございますが、助役不在の中で市政全般に頑張ってもらっていており、感謝しているところであります。このあと教育長の執務室を含め、各部署の配置を十分検討し、より良い執務環境に整備してまいりたいと存じますので、宜しくお願い申し、なお今、担当部長の答弁にはないことですが、教育長はこれから人事異動の時期を迎えます。私も経験ありますが、教育長の人事異動の際は、ほとんど機密を要することでございますので、今、飯田川庁舎には旧町長室も含め、あそこには会議室が2つありますので、常時机をそこに置くということではなくて、お客さんが来た場合、あるいは機密を要する会議等には、それをどんどん活用して欲しい、活用すべきであると、こう考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（赤平末次郎） はい、29番。

○29番（菅原養太郎） 今、ご答弁の執務室の問題は、ひとつ何とかそのようにご善処のほどお願い申し上げます。

それから、給与の格差是正の問題であります。なにしろこれから、既にもう半年過ぎようとしておりますし、もう2年半という長い期間がありますので、できればその都度都度と言いましても、せめて半年に1度、あるいはその程度を基準として、どの程度その格差の是正が進捗しているものかどうか、議会にご報告願えれば大変幸いですと思いますが、この点いかがなものでしょうか。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） お答え申し上げます。

その都度議会に報告して欲しいということではありますが、洗い出し作業はすべて完了しております。今お答えしたとおり、今度の人事院勧告は、この目的は、いわゆる団塊の世代の退職期を迎えるにあたり、国ではもう退職金払えないというような状況下であり、この退職金を含めた給与を下げるということが本来の目的ではないかと、こう思っていますが、いずれそれは別として、議会に報告する内容でございますけれども、これらも含めて今後十分に検討していきたいと、こう思います。

○議長（赤平末次郎） よろしいですか。

○29番（菅原養太郎） よろしいです。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、29番菅原議員の一般質問を終了致しました。

◇次に、7番吉田義雄議員の発言を許可します。7番。

○7番（吉田義雄） 通告により、一般質問を行います。

初めに、新たな食料・農業・農村基本計画について、ご質問を致します。

ご承知のとおり平成16年度から米政策改革がスタートしました。米政策改革は、生産調整への限界感、将来の水田農業を担う担い手不足など、水田農業の閉塞感を打破し、地域自らが将来あるべき姿である地域水田農業ビジョンを描き、地域が一体となってその実現を図っていくものです。ビジョンを実現するため、行政等関係機関一体となり、需要に応じた地域の特色ある作物づくり、担い手の明確化と育成、生産調整や豊作時の過剰米処理の推進に取り組むことが求められています。地域の農業者は、集落、地区の会議などを通じて地域の水田農業のあるべき姿を真剣に話し合い、ビジョンの実践に向けて地域一体となった取り組みを進めていくことが急務です。今、国では農業の担い手を対象とする品目横断的な新たな経営安定対策を平成19年産から導入しようと検討してきましたが、9月中に地域ごとの担い手づくりと、これを積み上げる取り組みを行政、関係機関等と連携して徹底しつつ基本計画の具体化に向けた基本的な考え方を討議し、地域からの具体的な政策提案へつなげていくことが急務になっております。

新たな食料・農業・農村基本計画が3月に策定されました。その中心は、国際化の中で、今、品目ごとの仕組み、品目横断的な対策に転換すること。その対象は、一定の要件を備えた担い手ということでもあります。この担い手をどうするかが焦点ですが、他方で地域ごとの担い手をいかに育てていくかが地域農業の維持振興の決め手になっており

ます。

今、地域農業は、農家の高齢化や後継者不足、そして増加する荒れた農地や水路などの問題が深刻化しています。特に稲作では、兼業化、高齢化が進み、農地を預けたい人が増える一方で、受け手がいなければ耕作放棄地となり、地域農業を維持できなくなろうとしています。

このような状況になる前に、それぞれの地域が将来像を描き、担い手を明確化し、農地や作業を集積していくとともに、農地や水路の保全管理などの役割分担するなど、担い手を意識的につくり、地域で支えていく姿をつくり上げる必要があります。地域の現状分析から始めて、意欲ある者や地域で育てていこうとする者、農業者の参画による集落営農や受託組織など、地域ごとに担い手タイプをはっきり育てていくことが急がれております。担い手への農地の利用集積は、農業委員会、行政、農協が一体となって取り組むことが大切です。今年6月には農業経営基盤強化促進法が改正され、地域の話し合いで定める農用地利用規定に担い手農地を集積する地域の取り組みと役割分担、集積目標を明記することになりました。農用地利用規定づくりをきっかけに、担い手の明確化に弾みをつけるため、どのように対応しているかが大きな課題になっておりますが、取り組みの現状と今後の指導についてお伺いを致します。

新たな基本計画では、新たな経営政策の対象となる担い手を認定農業者のほか営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど経営主体としての実態を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを基本とするとしております。つまり、規模の小さな農家や兼業農家も経営主体としての実態を有する集落営農に参画することにより、担い手として政策支援の対象となり得るということです。大豆等の受託組織や稲作の機械利用組合などに取り組んできた地域や、これからつくる地域では、政策の転換をにらんで経営実態を有する集落営農づくりに速やかに取り組む必要があります。その第一歩は、出荷・販売の一元化です。そこから農作業の受託や農地の集積を進め、さらに特定農業団体化や法人化を目指すことが当面の大きな課題とし、これらの実績と今後の見通しはどうなっているのでしょうか、お伺い致します。

国が現在指導している新たな経営政策の対象は、集落営農のうち、特定農業団体か認定農業者を想定しております。現状では、認定農業者の数は専業農家等の数から見ても、まだ多くの農業者が認定を受けられてもおかしくない状況です。それぞれの地域において意欲ある担い手はもちろん、地域農業水田ビジョンで明確化された担い手で認定農業

者になっていない農業者、市が独自の基準で担い手としている今後育成すべき農業者は、速やかに農業経営改善計画を作成し、認定農業者を目指していく指導が大切です。農業経営改善計画の作成は、認定後のサポートでは行政や農業委員会、農協が普及指導センターなどの支援機関が一体で取り組むことになっております。ご承知のとおり県でも担い手づくりを後押しするため、今年度から地域でプロポーズ法人化支援事業を設け、3年以内の法人化を条件に地域集積や経営の多角化などの事業計画などをポイント化して、点数に応じて100万円を上限に助成金を交付することになりました。県内では、既に担い手協議会が要件を審査し、受託組織など5件が認定されております。これまでの実績と指導体制をどのようにしていくか、お伺いを致します。

経営安定対策の基本計画では、品目横断的な経営安定対策が平成19年産から導入されます。このまま対象と想定される担い手の育成が十分になされずに政策転換をすれば、大豆等の生産が減少し、今後の米政策のあり方にも関連して米の生産調整が崩れ、地域農業の崩壊へとつながりかねません。この対策としては、この秋に向けた論点は、地域の実態を踏まえた担い手基準の育成、経営安定対策の具体的な仕組み、資源保全、農業環境政策の具体的な仕組み、新たな対策への移行に伴う品目的対策、新たな政策転換に係る万全な財源確保の5点であります。担い手の経営が真に安定するための仕組みをどうつくり上げるか、そして我々自らの取り組みとして、検討が必要であるとともに育成すべき担い手を地域で明確にし、これが地域の生産、販売をカバーするような実態に即した担い手づくりが最も大きな仕事です。19年からの新たな経営安定対策へ国が水田農業の構造改革を加速化するため、現在の品目別経営安定を見直し、担い手の経営安定を図る対策の転換が求められておりますが、現在の取り組みの状況をお伺い致します。

平成19年から農業者、農業団体が主体となる需給調整システムに移行するとされているが、主食たる米の需給と価格の安定のためには、今後とも生産調整の実施と産地づくりの対策の定着が必要であり、次の3点に対応を急ぐことが課題です。

その1は、生産調整方針作成者である農協等が地域協議会で作成された配分ルールを踏まえ、農業者に配分するなどの主体的な取り組みとともに、行政を含む地域一体となった推進づくりが課題となっております。

その2は、農協等の主体的取り組みの実効性を確保するためには、産地づくり対策などの支援対策、出荷円滑化対策を始めとした過剰米を確実に処理する仕組みの整備と支援対策が必要であります。

その3は、先物市場は、需用安定対策等の政策が講じられる中、米政策改革の取り組みを混乱させかねないことから認めるべきではないか、などの課題を背負い、稲作農家の不安が日増しに高まっているが、これまでの生産調整対策から米政策改革対策、また、転作補助金から産地づくり交付金、そして稲作経営安定対策から稲作所得基盤確保対策を講ずることが、担い手経営安定対策を新たな経営対策へ移行するための不可欠な条件となっておりますが、現在の対応と取り組みの実態についてお伺いを致します。

次に、2点目として、介護保険制度改革、その取り組みについて質問を致します。

平成12年4月の介護保険制度の施行は、従来の国による福祉サービスの提供を多様な民間事業者に開放し、参入を促した画期的な制度でありました。この民間事業者の参入は、市場原理に基づく競争がサービスの質の向上をもたらすとともに、利用者が自らのサービスと提供事業を選択できるものでありました。しかし、今日の実態は、市場原理の競争が中途半端な状況となっているように見受けられます。今回の改正は、制度運営の見直しや市町村権限の拡充など施行当初の民間参入、保険制度の徹底という理念が遠くなりつつあるように思います。しかし、今改正が介護保険制度の性格を変える可能性がある制度変更にもかかわらず、改正後の具体的な姿が見えにくいことから、広範な論議に発展していない状況に一抹の不安を持たざるを得ません。特に過疎地の高齢者の生活を、どのように支援していくのか、保険制度の特性と地方自治体の責任範囲は、改正案の賛否検討を行う上で重要な要件となっているが、介護保険制度改革の主な内容にどう対処するのでしょうか。

今回改正された5点は、予防重視システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上、負担のあり方、制度の見直しの5点でございます。改正に伴う取り組み姿勢について、当局のお答えをお願いを致します。

3番目に、住民基本台帳のプライバシー侵害の不安解消について、質問を致します。

住民基本台帳ネットワークは、憲法が保証するプライバシー権を侵害し違憲だとして、住民が住基ネットからの離脱などを求めた訴訟で、国内で正反対の2つの判決が出ました。たまたま連続した2件の判決は、住基ネットに対する見方として、両極端に位置するものだと思います。

ご承知のとおり住基ネットは、氏名、生年月日、性別、住所の4情報と住民票コード、変更履歴を市町村区から都道府県を通じ、地方自治情報センターに蓄積、さまざまな事務処理で本人確認を可能とするシステムです。2002年8月に1次稼働し、センターへの

情報提供をスタート、03年8月に本格的に運用を開始し、住基カードの交付が始められました。しかし、個人情報保護に問題があることなどを理由に、国内の各地区で参加を見合わせているのが実態です。横浜市では安全性が確認できなければ全員参加する条件で選択制による参加となっています。住基カードの利用も、今年3月末現在、わずか全国で54万枚、住基人口に占める割合は0.43%にとどまり、住基カードを多目的に利用できるように条例を制定した自治体は81しかないと聞いております。政府は、住基ネットは国民全員参加と姿勢を固持しているようだが、離脱を認めたのでは有効利用に大きな支障が生ずると言われております。しかし、住基ネットはもともと行政の事務合理化や住民の利便性向上を目的として導入したのに、選択制を求めると離脱者が増えることが予想されます。住基ネットの必要性、有効性を市民にどう啓発し、プライバシーの侵害の不安解消にどう取り組むのかお伺いを致します。

続いて第4点の少子化と高齢化対策についてご質問を致します。

このほど労働省の国立社会保障人口問題研究所がまとめた所帯数の将来推計によると、高齢化が進み、一人暮らし所帯が増加、25年には全国で家族型が単身所帯になり、所帯主が65歳以上の高齢所帯も00年の23.8%から37.1%に増え、そのうち75歳以上の超高齢世帯が約60%を占めると見えています。こうしたデータは日本中が大きな変化の中にあることを実感させられます。人口の減少や家族累計の変化は、社会保障制度などが揺さぶられ、年金、医療、介護保険制度などに影響を及ぼすことは必至です。単身所帯の増加は、高齢者介護にも影響を及ぼすことと、同居で世話をする家族がないのだから高齢者は介護保険制度に頼らざるを得なくなり、当然のことだがそれは給付増にもつながります。今日の社会保障制度は、現役世代の保険料で高齢世代を支える世代間扶養を基本としており、想定以上に現役が減少し、高齢者が増えれば、抜本的な見直しが必要になります。少子高齢、人口減少社会が、もう目前に迫っています。年金を始め社会保障制度をどう再構築するのでしょうか。本市においても社会保障改革等高齢化対策に具体的見通しを示すべきと思うが、市の対応をお伺い致します。

5番目に、幼児教育の支援対策についてご質問致します。

家庭や地域の子育ての力が下がっていると指摘される中で、小学校入学前の幼児教育を充実させるため、保育カウンセラーによる教諭や親への相談事業や幼稚園と小学校との連携推進の支援を始め、幼稚園教育の保育士、小学校教諭との人事交流や合同研修の実施など、どう進めるか。また、小学校の授業への移行をスムーズに進めるためのカリ

キュラムの工夫など、事業として支援または取り組む考えはないのでしょうか。取り組むとすれば、どのような内容となるのでしょうか、市の見解をお伺い致します。

最後に、松くい虫防除と森林の再生についてご質問を致します。

本市でも松くい虫被害は甚大なものがあり、その対策が望まれているところであります。松林は多くの先人が苦勞し、長い歴史の中でつくり上げてきた大きな財産であり、決して私たちの時代で絶やしてはならないものであります。次世代へしっかりしたものにして引き継がなければならない責務のある財産です。もし緑がなくなれば、四季折々の豊かな景色も、私たちの快適な生活も失われます。今回、地球規模で日本国土の3分の1にも及ぶ森林がその姿を消しつつあります。本市も例外ではありません。道路を歩いて一番先に目に入るのは、白骨化した森林から「命の叫び」が聞こえてくるようです。対策として、防除する薬剤散布と被害木の伐採を組み合わせた徹底防除ということに尽きると言わざるを得ないのでありますが、そのための周到な調査、情報収集の上、しかもそれを適切な時期に実施することが肝要であります。また、地域住民の松くい虫の被害問題に対する共通の理解と協力でありますボランティアを含め、一般住民の参加、気運のさらなる醸成が必要であります。さらに松林の実態調査を行い、防除、伐採、侵食等のマップ図を作成し、年次計画を樹立し、機動性のあるチームを常置したらどうかと考えます。継続して事業を展開することによってその検証ができ、さらに綿密な調査に基づいた的確な撲滅対策が期待できると考えるものであります。

また、国が平成9年に改正施行した森林病虫害等防除法に基づき防除基準を定めておる県もありますが、本県ではどのようになっているのでしょうか。

次に、松材としての活用策であります。

松くい虫被害を大きくしている原因の一つは、松材の需要がないため、枯れるまで放置されることだとも言われています。需要が旺盛であれば松林の更新が盛んになり、松くい虫の被害を受けにくくなるという声を聞きますが、確かにうなずける考えであります。建築材としての梁、土木工事の杭、それに木炭、これは燃料としてだけでなく、調湿材としてや脱臭、抗菌、その材料として着目され、住宅建築や保管庫などに活用されることが望まれています。あらゆる面で環境保全を図るため、松林の再生を望むものであります。

さらに3万6,000人市民総参加で潟上市の1市民1本の新植運動を続け、それをそれぞれの立場で森林の再生を考えてはいかがでしょうか。市の考え方をお聞かせくださる

ようお願いを致します。

これを持ちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤平末次郎） 昼食のため、午後1時30分まで休憩致します。

なお、答弁は、会議再開後に致します。

午前11時55分 休憩

.....  
午後 1時30分 再開

○議長（赤平末次郎） 午前中に引き続き会議を再開致します。

なお、49番菅原権悦議員から、急用のため午後欠席との届け出がございます。

それでは、市長より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 7番吉田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の、新たな食料・農業・農村基本計画について申し上げます。

食料・農業・農村基本計画につきましては、平成11年7月に21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本的指針として基本法が制定され、平成12年3月、政府は初めての基本計画を決定し、これに基づき、計画的な施策の推進を図ってきましたが、この間においても食料・農業・農村をめぐる情勢は大きく変化して、施策の全般にわたる改革が急務となったことから、7番吉田議員が申し上げましたとおり、このたびの新たな食料・農業・農村基本計画の策定となったものであります。なお、この計画については、各種施策の基本となる計画であるという性格から、今後10年程度を見通し、定めるもので、それぞれをめぐる諸税制の行政の変化並びに施策の効果に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに見直し、所要の変更がなされるものであります。

さて、このたびの基本計画の策定にあたっては、国際化、いわゆるWTOの枠組み合意に絡め、これまでの品目別の価格、経営対策から品目横断的政策への移行による新たな経営安定対策と、その対象となる担い手を認定農業者のほか、集落営農組織として収入にかかわる出荷販売等と支出にかかわる肥料、農薬、資材等の組織名義を一元化し、法人化計画を有する経営主体と見込まれるものを基本とする、としたところが特徴であります。

このことを踏まえ、各市町村では、新たに地域農業の維持と振興を図ることになりますが、現状は今春策定した食料・農業・農村基本計画を除けば、担い手の育成策や経営所得安定策などの具体性や財源の裏付けなどに不透明な部分があります。しかし国では、

米の生産調整システムを始め、新たな担い手育成支援策などを平成19年度からスタートさせると明言しておりますので、当面は現場で早急に対応できることとして、生産者や集団など受益者への周知徹底と、担い手として意欲を持った生産者や集落等を有利な方向に誘導することなどを、県並びに関係機関と確認しているところでございます。

そこでご質問の1つ目の農用地利用規定づくりをきっかけに、担い手を明確にする取り組みに対する現状についてであります。まずは集落営農の組織化に向けて農作業等の役割分担とともに出荷販売の一元化から始め、そこから農作業の受託や農地の集積を進め、さらには特定農業団体化や法人化を目指すという一つの過程の中で集落における農用地利用規定の策定を推進し、集落での合意事項を取りまとめる方向で検討しております。

2つ目の集落営農の組織化に向けた実績と今後の見通しにつきましては、これまで長年個人経営としてきた農家が一元化経理を行う組織に加わり、法人化する計画を有する経営主体に参画することです。経営改善計画のもとで農業を展開する経験の豊かな認定農業者と小規模農家や兼業農家との協議を持って推進してまいりたいと存じます。

3つ目の認定農業者と水田ビジョンの担い手についてであります。現在、市内の認定農業者は175名で、地域水田農業ビジョンで明確化された担い手のうち、個人が188名、生産組織が18集団、市が独自に認める担い手は基準がございませんので、今後、育成すべき農業者としては前述の188名の担い手が挙げられます。国が検討している新たな経営施策の対象は、集落を基礎とした営農組織と認定農業者でありますので、今後、地域の現状を分析し、意欲ある担い手はもちろん、地域水田農業ビジョンで明確化された担い手に農業経営改善計画の作成を指導しながら、認定農業者の発掘に努めてまいりたいと存じます。

一方、ご指摘の地域でプロポーズ法人化支援事業につきましては、平成17年度の単年度事業でありまして、地域における望ましい農業構造を確立するため、地域の関係者が相互の役割分担をし、合意形成を図りながら、自らの創意と工夫に基づき取り組むことが前提となっております。県内では5件、秋田地域振興局管内では実績がございませんでしたので、ご報告をしておきます。

次に、4つ目の米政策のあり方と品目横断的な経営安定対策についてであります。米の生産調整の的確な実施と生産者の稲作所得基盤の確立、確保を図るため、現在、稲作所得基盤確保対策に加え、担い手経営安定対策が実施されております。平成19年度以

降は現行の仕組みを見直しし、これまでの品目別の対策から品目横断的な政策へ移行することから、対策の周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

5つ目の米の需給と価格の安定を図る対策についてであります。ご質問は、前4つの質問を総体したものとしてお答え申し上げます。

新たな食料・農業・農村基本計画は、平成19年度から導入する品目横断的な経営安定対策の具体化へ向け、現行の品目ごとの価格経営対策を一定の要件を備えた担い手の経営に対する施策に転換するため、対象とする担い手として認定農業者と経営主体の実態を有する集落営農組織を基本としています。認定農業者については、さらにその確保に努めてまいりますが、集落営農組織にとっては、一元的な経理や法人化の計画を有するという条件は厳しいものと認識しております。したがって、今後も地域の実情に応じた柔軟性の確保を県とともに求めながら、政策支援を受け入れる対応を関係する諸団体等連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

2つ目の介護保険制度改革と取り組みについて申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月に発足して今日に至っております。しかしながら高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築し、高齢化がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる社会を実現することが求められております。このたびの介護保険法の一部改正は、制度発足以来初めての大きな改正であり、予防を重視することで要介護者を減らし、給付の抑制につなげるのがその目的であります。今回改正された主な内容は、1つ、特別養護老人ホームなどの介護施設の食費、居住費を保険給付費の対象から外して入所者の自己負担とするものであります。

2つ目として、新たな予防給付として要支援や要介護1など軽度の要介護者を対象として要介護状態等の軽減、悪化防止に適したサービスを提供するものであります。

3つ目は、地域住民の総合的な窓口相談となる地域包括支援センターの設置を義務づけているものであります。

市と致しましては、今回の改正に伴い、施設サービスの食費、居住費が利用者負担となりますが、改正内容を広報でPRを実施し、低所得で負担の軽減に該当する方に対しては、施設を通じて負担限度額認定申請書の提出漏れのないよう指導致しております。

また、ご承知のとおり市の介護保険事業は、平成15年に策定した第2期計画に基づき運営してまいりましたが、今年度が最終年度となりますので、現在、第3期計画作成に

あたり、庁内の担当班長で構成する事業計画素案作成委員会を立ち上げ、今回の介護保険法の改正に対応するために、高齢者に対する福祉サービス、保険医療サービス、介護保険サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として、一体的に作成する必要があるととらえ、調査検討を重ねております。

また、今後、市民の皆様の意見を反映すべく、公募委員等で構成する介護保険事業計画策定委員会を設置し、事業計画の策定に着手してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3つ目の住民基本台帳のプライバシー侵害の不安解消について申し上げます。

住民基本台帳のプライバシー侵害の不安解消については、ご指摘のように住基ネットは4情報、いわゆる氏名、住所、性別、生年月日が法律において限定されております。また、このシステムについては、地方においても議論の分かれるところであり、住基ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして、住民の居住関係を公表する各市町村の住民基本台帳のネットワーク化を図ることが目的でありますので、住民に利便性がなければ住基ネットの理解は得られないと考えております。

現在、市においての住基カードの利用者は43名であります。このような状況を考えますと、このシステムについては、まだ十分に理解を得ていないものと考えております。

住基ネットの利便性については、次の点が考えられます。

住民基本台帳事務の簡素化と国・県の機関等への本人確認情報の提供による行政手続きであります。ご承知のように、住基ネットは個人情報の保護が最も重要な課題であり、セキュリティ対策にも万全を期しております。都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行うことに対しても、利用目的を法律で具体的に規制しておりますので、情報を目的外に利用されることはないと考えております。

今後、市民に対して住基ネットの利便性と住基ネットへの不安解消を図るため、広報等を通じて理解を得るよう周知を図りたいと考えております。

4つ目の少子化と高齢者対策について申し上げます。

少子化と高齢者対策につきましては、少子高齢化社会を迎え、働き手の減少にもよる地域経済社会への影響など、深刻な状況をもたらすことが懸念されていることについては吉田議員と同感であり、市として喫緊の課題として各種政策を実施しているところであります。市の人口推計によりますと、平成22年には3万7,486人となり、平成12年と比較しますと1,775人の増加となりますが、高齢人口は平成22年には24.3%で、平成12

年と比較しますと4.9%増加致します。社会保障につきましては、国・県・市町村がそれぞれの立場から応分の負担をして市民の遭遇する事故、災害、病気等に対して、補てん及び生活の保障をしておりますが、市においては国民健康保険と介護保険制度の適切な運用を図っているところであります。

高齢化対策として、安心して楽しくすこやかに暮らせるまちを基本主要施策として、健康で元気に暮らせる長寿社会を実現するため、一次予防としての生活習慣の改善を図ります。市民一人ひとりが日常的に健康に気をつけることが、最も基本的かつ重要なことから、市民、地域、行政が一体となり、健康教室や健康相談、スポーツ活動等を通じて健康づくりへの意識を高め、疾病の予防に努めます。また、各種検診や予防接種等、幼児から高齢者までそれぞれに必要な疾病予防、介護予防対策を充実させることにより、疾病の重症化防止と要介護状態の予防に努めます。心の健康についても施策を充実させ、相談やアドバイス等、心のケアを実施してまいります。

5つ目の幼児教育の支援対策については、教育長が答弁を申し上げます。

6点目の松くい虫防除と松林の再生についてでございますが、潟上市にとりましては、松林は市のシンボルであると私は認識しております。この松林が松くい虫のため、市内随所で姿を変えつつあることに対し、慣れ親しんできた原風景が失われていく寂しさを痛切に感ずるものであります。

さて、この松くい虫被害は、マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによって松が枯れるもので、正式にはマツザイセンチュウ病と呼ばれる伝染病の一種であります。防除にあたっては、周到な調査の上、実施すべきところのご指摘でございますが、現状は、マツザイセンチュウ病により枯れた松の中からマツノマダラカミキリが産卵した松を駆除できるよう、調査と駆除を同時に実施致しております。

また、駆除にあたっては、松林の機能及び被害の対応によって、薬剤の空中散布による特別防除と被害木の破砕、焼却等による特別伐倒駆除などの防除を環境の保全に配慮しつつ選択して実施しております。対策は、9月から3月にかけての産卵の時期等を考慮した駆除を行っております。特に県が重点的に防除対策を実施している保安林周辺の市有林などについて、県と連携した防除対策の推進を図っております。地域住民への松くい虫防除等の啓蒙普及につきましては、被害の原因は伝染病の森林病虫害によることへの認識と、身近な松を注視していただき、被害の拡大を防ぐことなどの周知を図り、地域住民と連携しながら防除の徹底を図ってまいりたいと存じます。

また、調査、防除、伐採、侵食のサイクルと年次計画の樹立につきましては、旧3町の松くい虫被害対策実施事業計画書に基づき、防除方法を定め、今後も実施することとなります。

本県の防除基準による対応につきましては、県では森林病虫害等防除法に基づき、秋田県森林病虫害等防除事業実施要綱を定め、森林の機能、被害の対応に応じた対策をとっております。

次に、林材としての活用策についてであります。本県を代表する杉材を含め建築資材、あるいは土木資材など多様な用途に供されることが少ないのが現状であります。今後は、ご提言を含め、県並びに関係機関と情報を交換しながら、貴重な林材としての活用を図ってまいりたいと存じます。

また、吉田議員からは、市民総参加による潟上市、市民1人1本の新植運動のご提言がございましたが、今年度、社団法人秋田県経済同友会の事業活動の一環として、秋田の緑再生運動の名のもと、第1回の植樹活動を実施する計画が、ただいま本市との間で調整中であります。実施スケジュールでは、9月24日に秋田市でシンポジウムを開催し、10月下旬に植樹活動を行おうとするもので、同友会会員、一般市民のほか、ボランティアの参加のもと、松枯れ被害の伐倒跡地に広葉樹を中心に植樹を行う計画となっております。今後は、多くの市民が参加できるよう調整を進めてまいりたいと存じております。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 7番の吉田議員の5つ目の幼児教育の支援対策についてお答え致します。

幼児教育は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に適切な教育を行うことは、子供のその後の成長に大きな影響をもたらすと言われております。私はこれまで就学前の教育が最も大事だと考え、各保育園、幼稚園に対しまして、保育計画、教育計画をきちんと立てて指導して欲しいと指示してあります。特に最近では、核家族や出生率の低下に伴う子供の減少、テレビ等マスコミの発達、都市化の進行に伴う遊び場や遊び友達の減少等、幼児を取り巻く社会、家庭環境の変化は著しく、家庭や地域社会の教育機能が以前より低下していると言われておりであると理解しております。そこで幼児教育の振興施策に関する総合的な計画であり、文科省の幼児教育振興プログラムに基づき、従来までの施設の量的な整備のみならず、チーム保育、複数の教諭によ

る保育の推進等の、多様な保育の展開や地域のさまざまな保育ニーズに対応するための各施設における子育ての支援、推進等、幼児教育全体の質的な充実に努めなければならないと考えているところであります。

集団生活を通じて生きる力の基礎や小学校以降の生活、学習の基礎を培うという基本に立ち、教育活動、教育環境の充実に努めるとともに、保育園、幼稚園と小学校の連携、推進を図るための幼・保・小交流会や保育カウンセラーによる園内研修及び研修の拡充に努めるとともに、幼稚園の教諭と保育園の保育士、小学校教諭との合同研修の推進に努める所存であります。

また、家庭や地域社会の連携を深めるため、親子の体験活動、例えば絵本づくりや保護者の相談活動、未就園児や地域住民への開放する「みんなの登校日」、学校評議委員会による経営方針への提言、そして預かり保育の実施に努めてまいりたいと存じます。

次に、小学校授業への移行をスムーズにするためにカリキュラムの工夫等、事業として支援に取り組む考えでございます。

小学校への入学後、指導者間の相互理解不足のために思わぬところでつまづき、立ち止まっている子供たちの姿をよく目にし、話し合いの材料となることが多くあったと聞いております。そこで出戸幼稚園では、文部科学省により、就学前教育と小学校との連携に関する総合的な研究調査についての指定地域となり、踏み出しております。この研究内容については、幼稚園、保育園、小学校間の相互理解を深めるため、15年度は合同研修会における現状と課題提供による研究計画や活動の概要、幼稚園、保育園、小学校の教諭による研究事業、入学前連絡会議、先進園、先進校の視察や研修収録の作成であります。

16年度は合同研修会における幼稚園指導要領、保育指針、学習指導要領についての相互理解を深めるために、地域別合同研修会や幼・保・小の交流会等があります。また、入学前の連絡会議や先進園、先進校の視察を通して、幼稚園、保育園、小学校の教諭による公開保育を実施しております。また、保護者対象に幼稚園、保育園、小学校の連携についての啓発や幼稚園、保育園、小学校PTA合同研修会も実施しております。

その結果、保育士と小学校教諭が幼稚園の保育に携わる貴重な体験をし、お互いの連携を深めることができたということでもあります。教師間の連携がスムーズにいけば、子供たちにとって段差も軽減され则认为ます。研究で得たことは、就学前教育と小学校の交流関係の改善に生かされていることであり、幼稚園、保育園、小学校の連携した年

間計画づくりにも取り組んだことで、これらの連携の推進、実施後の課題の明確化と一層の充実に役立つものと思われま。今後とも公開研究などの実践活動に基づき、就学前教育から小学校への連携の推進に努めてまいる所存であります。

また、今年度もこのあと小学校、幼稚園、保育園の連携、協力、交流、意見交換、情報交換を行う予定であります。

以上で終わります。

○議長（赤平末次郎） 7番、再質問ございませんか。

○7番（吉田義雄） ありません。

○議長（赤平末次郎） これをもちまして、7番吉田義雄議員の一般質問を終わります。

◇次に、24番伊藤博議員の発言を許可します。24番。

○24番（伊藤 博） 平成17年第2回潟上市議会定例会におきまして、一般質問させていただきます。私より3項目にわたり質問致しますので、市長の明確なる答弁を求めます。

初めに、政治倫理確立のための議員の兼業禁止についてお伺い致します。

本市合併前の旧町には、議員の兼業禁止条例が制定され、議員のかかわる事業体の行政当局との契約締結行為を規制してきました。しかしながら条例に罰則規定はなく、また、一部には事業体代表者を議員本人から親族等に変更し、表面上、議員本人が直接事業にかかわっていないようにするなどして、議員の関係する事業体が当局と契約締結し、請負が遂行されてきております。地方自治法では、議員の兼業を完全禁止していますが、兼業禁止条例は、地方自治法によらずとも自ら条例を制定し、自身を律していこうという選良としての崇高な精神によるものと受け止めております。まさに政治倫理確立を図るための基本的ルールだと考えます。

しかしながら、この政治倫理の確立を打ち砕くかのように当局と契約締結行為を続けている議員、あるいは議員の親族の関係する事業体があります。兼業禁止条例は、単に議員としての努力目標を掲げただけのものか、また、わざわざ条例を制定して議員が努力しなければならないほど議員のモラルは低いのか、選良としての崇高な精神は備わっていないのか、市民からも疑問視されているところでもあります。こうした行為は、市民の疑問視にとどまらず、重大な政治不信につながるものと考えます。議員や議会にとどまらず、契約相手方が当局ということで、市長の政治姿勢や行政方針にも大きな影響を及ぼすことにもつながってくると考えます。当局側の観点から、兼業禁止条例の効果等

をどう評価してきたのか、また、どのような課題が見出されたのか、率直なご所見を市長にお伺いを致します。

先にも述べたとおり、地方自治法は議員の兼業を完全禁止と規制していますが、議員の兼業禁止条例ではそうした規制はありません。では、自治法と条例の関連をどうとらえるべきなのでしょう。憲法では唯一の立法機関である国会が法律を制定し、規範とするよう規定し、また一方では、地域の実情等に合わせた条例制定を地方自治体に保証しております。議員の兼業禁止では、もちろん地方自治法が法律として上級に遵守されるべきもので、そのもとに条例の遵守が規定されるとされております。また、条例が法律を超越して規定されているものではありません。この観点から条例に反していることは、ひいては法律に違反していることになると考えられます。罰則規定がない条例を努力目標と位置づけ、政治倫理の確立に沿わない議員の兼業行為は、行政の公正、適正化の向上に期することにならないばかりではなく、重大な違法行為であり、住民への背信行為でもあると認識し、選良である議会議員にあるまじき行為と考えます。議員の兼業禁止について、政治倫理確立の観点、地方自治法を条例の関連について行政当局の所見をお伺い致します。

新設合併の本市は、旧町の課題を乗り越え、より行政の公正、適正性を向上させ、一体化を図っていかねばなりません。同時に行政のチェック機関である議会もまた議員の資質向上を図り、政治倫理の確立を行い、公正、適正性の向上を図っていかねばなりません。当然、今後、本市には旧町制定条例にもまして、尊厳な議員の兼業禁止条例が制定され、地方自治法に基づく精神により政治倫理の確立を図り、市民の負託に応えていかねばなりません。このことは行政当局の考えも同様と考えます。今後制定されるべき議員の兼業禁止条例について、契約締結、相手方の発注者である当局側の意見、要望、考え方についてお伺いを致します。

次に、農業経営基盤強化と農地流動化促進について、お伺いを致します。

9月1日、株式会社等の農業参入が可能となる改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、市の裁量で参入区域の設定ができ、法人が容易に農業に参入できるようになっております。このことによって耕作放棄や遊休地の解消が図られるという期待が持てるようになりますが、当局としては、この改正法をどのようにとらえているのか、本市では耕作放棄、遊休地等の実態はどのような状況なのか。また、本市の農業経営基盤強化方策、農地流動化促進方策は、どのように進める方針なのでしょう。投機的側面から株

式会社等が農業に参入することになれば、農地の荒廃や後継者育成に影響が出るとの懸念もありましたが、改正法では定期借地権等が規定されるなど、当初の懸念に配慮されてもおります。農業の現状は、従事者の高齢化、後継者不足、農産物価格の低迷、輸入農産物の増大と取り巻く環境は厳しさを増しております。また、経済情勢は向上が鈍く、地方においてはまだ不況から脱していない状況が続いております。こうした不況下で業績悪化に苦しむ建設業や食品産業等に対し、改正法を基に積極的に農業参入を介入していく用意などはあるのでしょうか。介入促進によって雇用の拡大、税収の向上等の面からも有効方策の一つと考えられます。耕作放棄や遊休地の農地を、こうした方策で解消し、農地流動化を促進させるなどの農業の基盤強化について具体的にお伺いを致します。

本市で予算化されている農地流動化促進助成金は、十分行政効果を発揮していると言えるのでしょうか。旧町施策に増して、より農地流動化が十分促進されるような基準、単価の設定が必要と考えます。農地には平地、中山間地、作業道路整備状況、用排水路整備状況、ほ場整備状況、また、団地化率等に応じて細分化された基準による単価計算が必要と考えます。こうしたことを十分考慮されて農地の流動化を促進していかなければならないと考えますが、さらなる促進を図るために、基準、単価等、助成内容の見直しも含めた精査を行い、より効率的な農地流動化促進につなげていく方策について、具体的にお伺い致します。

本市基幹産業であり、豊かな田園環境の保全のために農地・農業を守っていかなければならないのは、今後とも行政の使命だと考えます。しかし、農業従事者の高齢化により、後継者不足は深刻な状況です。さらに顕著化する農業従事者の高齢化に備え、効率的な農地保全方策は、具体的に検討されているのでしょうか。高齢化対策、後継者育成方策、異業種参入、効率的な補助や助成のあり方等について、どのようなビジョンを農業に描いているのか具体的にお伺いを致します。

次に、地域防災計画と消防体制の広域連合化についてお伺い致します。

世界各国、日本各地に自然災害が多く発生し、地域防災に関心が高まっている現状があります。また、今年、合併で新設された自治体の防災計画策定が遅れており、住民不安につながっていることが、多く報道されてもおります。本市における地域防災計画の策定状況とその内容、また、災害発生時の災害対策要綱、消防組織等との連携、動員計画、初動体制等の整備状況について、具体的にお伺いを致します。また、昭和地区に未整備の防災無線の整備見通し、さらに整備されるべき昭和地区防災無線、飯田川地区の

有線放送、天王地区の防災無線の一体化は図られていくのか、併せてお伺いを致します。

現在、本市の消防体制は男鹿地区消防と湖東地区消防の2体制になっておりますが、防災上決して好ましいものとは言えず、行政効果の面からも効率性を欠くもので、広域的な災害発生時には重大な不都合が生じてくるものと考えられます。現在の消防体制を改編し、人口10万人規模を対象としての効率的体制にするため、本市、男鹿市、南秋田郡の広域連合とし、消防体制はもちろん防災体制においても広域化を推進し、効率化を図るべきと考えます。このことは、本市がこの地域をリードし、まず先駆けて口にして広域連合化を実現させる必要があると考えます。

また、広域連合化が実現した場合には、消防に限らず介護保険の共同認定審査や事業計画策定の一元化などの行政事務も可能となり、消防行政、一般行政の一体化も期待でき、行政のスリム化、効率化にもつながるメリットがあります。一部事務組合ではなく、広域連合という形での広域化を、消防体制をはじめ、一般事務にも図る必要があると思います。消防体制等の広域化推進のための課題や問題はどこにあるのか、それらをどのように解消していく方法があるのか、検討状況も含めて具体的にお伺いを致します。

以上、3項目の質問に対しまして、明確な答弁を再度求めまして壇上からの質問を終わります。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 伊藤博議員の一般質問にお答えを致します。

1つには、政治倫理確立のための議員の兼職禁止についてでございます。

議員の兼業禁止は、地方自治法第92条の2に規定されておりますが、合併前の旧天王町での政治倫理の確立のための天王町議会の議員の兼業に関する条例は、議員提案として議員の皆さんで合意されたものであり、根本は議員一人ひとりのモラルが基本であると思っております。

また、地方自治法との関連についてであります。地方自治法で規定しているものを議員提案によって、例えば議員の配偶者もしくは当家の親族が実質的に経営に携わっている企業についても制約していることなど、具体的に一步踏み込んだ条例でありましたし、また、法との整合性もありますが、この点、条例としては問題ないものと認識しております。

今後の本市の議員兼業禁止ルールは、議員各位が政治倫理の確立のため、具体的に規定されることにより定着するものと存じますし、それに基づいて本市では契約等の財務

事務を進めることになると存じております。

2点目の農業経営基盤強化と農地流動化促進について申し上げます。

本市における農地の流動化は、高齢化などの進展による担い手不足などから低迷しており、担い手への利用集積が38%と遅れている状況にあります。

一方、耕作放棄地や不耕作地が平成2年には71ヘクタールであったものが平成12年には358ヘクタールへ増加するなど、担い手の育成確保と農地の有効利用が課題となっているところでございます。このため、地域の担い手である認定農業者の育成はもとより、既に本市でも活動実績のある異業種による農業参入、さらには新たに集落営農の組織化を推進し、より多くの雇用の場を形成し、地域農業の振興を図ってまいりたいと存じます。

2つ目のご質問にあります農地の流動化助成金についてお答え致します。

農地流動化助成金については、農地の有効利用と力強い農業経営の育成を図る目的で、計画的に農用地の利用集積を促進し、農地の有効利用と農業経営の健全な発展に大きな役割を果たしているところでございます。しかしながら、この助成金だけではおのずと限界がありますことから、今後の担い手への農地流動化対策につきましては、市、農業委員会、JA、土地改良区などで構成する担い手育成協議会を立ち上げ、関係者が共通の目標と行動計画を持ってその推進にあたってまいりたいと存じます。具体的には、関係機関や団体が役割を分担するなり、協力し合って担い手候補者、集落、農業参入希望者たちへ働きかけ、市をあげて農地の利用調整を行い、農地の集積に加速してまいりたいと存じます。

3つ目のご質問、農地の効率的保全対策についてお答え致します。

遊休農地については、病虫害の発生や土石廃棄物等の投棄などのおそれがあるばかりではなく、土地利用型農業が支配的な本市においては、それを流動化し、適切に農業生産に結びつけることが重要な課題となっているところでございます。このため、農地の利用状況の把握や所有者の意向を把握した上で農業上の利用の増進を図るべき土地については、農業委員会による指導を行うほか、遊休農地の市民的な利用の促進など、地域の実態に即した取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、後継者対策についてであります。一人でも多くの担い手を確保するためには、後継者が自分の家の農業に就業できる環境づくりが必要とされるところでございます。このためには規模を拡大することもさることながら、米以外の作物を導入するなど、親

子が役割分担した形で後継者の受入体制を用意することが必要かと存じます。必要な技術の修得、施設の整備などについては、県の制度を活用してまいりたいと存じます。

また、異業種参入についてであります。地域農業の健全な発展を阻害しない範囲では、どしどし農業に参入していただきたいと存じます。

それにもまして農業サイドから二次産品、三次産品を販売していけるような多角経営の実現を支援してまいりたいと存じます。

さらに、効率的な補助や助成のあり方についてであります。特に担い手の不足する地域では集落営農や特定農業法人づくりを進める必要があるかと存じます。このため、共同利用組織、受託組織、協業経営など多様な組織育成に努めてまいりたいと存じます。なお、組織づくりに必要な助成については、国の強い農業づくり交付金を活用するほか、県の夢プラン事業を積極的に活用してまいりたいと存じます。

3つ目の地域防災計画と消防体制の広域化についてお答え致します。

潟上市が誕生して早半年になろうとしておりますが、合併後の4月上旬には、旧3町の地域防災計画のすり合わせ作業を終了させ、それぞれの地域特性に配慮した潟上市災害時初動体制、職員緊急動員、連絡体制、応急マニュアルを作成し、災害発生時の対応に備えております。また、職員動員を含め、消防防災関係機関との連絡に関する情報連絡網を備え、有事の際に遅滞なく応急対策が可能な状況になっており、避難所、避難場所等の選定も終了しておりますが、危険箇所の現地調査や避難経路の確定については、専門的な知識が1年を通じた基礎調査が必要なため、来年度に防災基礎アセスメント調査、地域別防災カルテの作成、防災マップ、防災マニュアル等の全戸配布用の印刷物を作成する計画で現在作業を進めております。

また、上位計画である潟上市総合発展計画や都市計画との整合性も必要なことから、関連する計画書との進捗状況に合わせ、市民の安全な暮らしに役立つ地域防災計画を作成するよう事務作業を進めている状況であります。

広域化の件でございますが、先ほど申し上げましたが、全国の合併問題に絡み、平成15年10月に消防庁の見解が示されております。消防が複雑多様化する消防事業に対応した消防の組織、施設、装備等の充実・強化を図るために小規模な消防本部では一般に財政基盤、人員構成や研修体制が脆弱であり、このため災害の初動体制や大規模災害への対応が不十分であったり、予防等の専門要員や救急救命士の確保が困難であることなど多くの問題を抱えております。これらの解決に資するため、消防本部の広域再編を進め

ることにより、小規模消防本部を解消し、消防の対応力強化を図っていくことが喫緊の課題と位置づけし、管轄人口が10万人以上となることを基本としています。

広域化推進のための課題や問題点は何かということですが、一つには財政負担、あるいは消防資機材の配備、更新、そして人員管理等々いろいろな課題があるかと推察致します。しかし、消防事務の効率的かつ適正な遂行の観点を基本とし、関係市町村との間で勢力的に実施に即した議論、検討を重ねてまいります。なお、この件については、両藤原議員からもご質問ありましたけれども、この一部事務組合の合併は、加入、それから脱退は、全市町村の議会の了承が必要であり、また当然一部事務組合の議会の承認も必要であります。したがって、先ほど午前中に答弁致しましたが、これは消防の一部事務組合の組織については時間がかかると。仮に、今、潟上市が男鹿消防から脱退するといっても、男鹿市の議会、大潟村の議会、そしてこれは湖東にも関係します。それぞれの議会から1つでも反対があれば、これは不可能でありますので、今、伊藤議員が提言した広域体制のことについては、先ほどお二人にも答弁致しましたが、関係市町村長と話し合い、協議が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。24番。

○24番（伊藤 博） 2点目の農業問題のところですが、法律が改正されたということで異業種が積極的に入ってこれるようになるという状況になりました。それで、先ほども申し上げましたように、雇用拡大の面にもつながる、あるいは遊休地、耕作放棄地を異業種が使う、仕事ができるということになれば、市としても税収が期待できるという面もあるかと思えます。むしろここは申請を待って、来たならば許可をするという方法ではなくてですね、積極的に働きかけ、勧誘を行うのも一つの方策ではないかと思えますが、そのことについて用意するとか、どのようなことになっているのか。それから、流動化促進助成金が予算化されているわけなんです。今の金額体制でより促進が図られるのか、あるいはもう少し先ほど市長が答えられたように、集落営農を進めていくためにも、その助成金額で適正か、見直しの必要があるのか、というようなところについても現在の検討内容というのをもう一度お知らせください。

それから、消防・防災体制のことですけれども、やはり今計画がもう、案ができていくということですが、計画はあくまで計画なんです。いざ災害が発生したときに、その計画なり体制が動かなければ何の意味もないわけですから、その計画の整

備はもちろんですが、その計画に応じた避難所の確保、あるいは避難所の設備の問題、そういうところまでも細かく要綱で整備しておく必要があるかと思いますが、併せてその細かい要綱のところまでの状況はどうなっているのか。

それから、広域連合のことを申し上げましたけれども、もちろん財政とかいう問題が出てくるかと思えます。ただ、潟上市も新設になった市ですから、一部事務組合を抜けてというような考え方ではなく、本市と男鹿市、南秋田郡が一体になって広域連合をつくれば抜ける必要はないわけで、組織改編であります。ただ、先ほども言いましたように、一部事務組合と広域連合では法的制約が違いますので、むしろ広域化を図るのであれば一部事務組合を新たに立ち上げるよりは広域連合を組んで直接、管理者という形じゃなくて直接の連合庁をつくって管理させる方が行政のスリム化につながるのではないかと。それから、その協議については、本市が率先して呼びかけていくというふうな方向で進めていかなければ、誰かが言うてくるまでというようなところでは、なかなか広域化が進まないと思えますので、その辺についても市長のお考えをお聞かせください。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 伊藤議員の再質問にお答え致します。

1つ目の異業種の促進については、これはまったくそのとおりでございます。財政上の利点もありますし。ただ、異業種参入といっても現在の場合、ある程度の集積面積がなければ経営上困難だというお話も聞いています。そういうことで、簡単に廃置分合もできればいいんですけども、それもなかなか進展しないという状況ながら、それにもまして今、異業種の参入、促進については、積極的に進めていきたいと。

それから、流動化の予算の助成金額が適正かということでございますが、このあと産業部長の方から、あるいは課長の方からでも答弁させます。

それから、消防の広域体制、いわゆる緊急避難時に対するマニュアルはできていますので、それにもまして今伊藤議員ご指摘のように、早急に整備づくりを指導致します。

広域連合については、まったくそのとおりで、今一部事務組合の云々は別として、協議会にしても、あるいは金のかからない分担金の財政出動はできない協議会というものをつくる必要があるのではないかと。これも私の頭の中にありますけれども、これらも含めて今後呼びかけていくというようなことを考えていますので、ご理解願えればありがたいと思えます。

○議長（赤平末次郎） 伊藤部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 農地流動化推進事業の補助金についてですけれども、これは旧3町の中で天王町が平成13年度からやって、17年度で終わりということになります。ただ、先ほど市長も申し上げましたとおり、この補助金だけで果たして良いのか、伊藤議員も申し上げますように、これからの集落営農組織、それから生産法人、そういうものを当然組織化していかなければならないということですので、組織体制づくりに対しての補助金、または活動費に対しての補助金というものを考えていかなければならないと思います。それで今現在、3町では農業振興地域整備計画もまだ策定されていないし、それから農業経営基盤強化促進基本法に基づく構想を立てることが、市町村に義務づけられます。この構想の策定にもまだ着手していない状況であります。これは国が今年度策定したばかりでございますので、これから県の施策なり、政策なりと整合性を考えながら、担い手協議会なり農業委員会が主体となって策定したいと思いますので、どうぞこれからも皆さんのご意見、ご指導、宜しくお願い致します。

○議長（赤平末次郎） 再々質問はありますか。はい、24番。

○24番（伊藤 博） 最後になりますけれども、一番最初に質問させていただきました兼業禁止の問題で、市長からは議員間の問題で、議員個人の資質等の問題もあるし、法的には違法も見当たらないということで、まさにそうだと思いますが、やはりこの時代、政治倫理の確立というものは、非常に前にもまして重要になってきておりますので、質問の中で申し上げましたように、議員の方からも、もちろん議員の問題ですので襟を正していかなければなりません。やはり契約の相手方の一方は当局ということになっているわけですから、市民の方から見た場合には、もしそれが行われている現状が続けば、不自然に見えると思います。そういうようなことで、質問の最後に申し上げましたが、今後制定されるであろうこの種の条例について、議員発議の問題だとは言えるものの、当局の方からも今までの例を見たアドバイスといいますか、ご意見等を十分に入れていただいた方がよろしくないかと思いますが、最後にその点を市長にもう1点お伺いをして質問を終わります。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 市当局からしゃしゃり出るという考えは毛頭ありませんが、今申し上げたように、契約者、あるいは市当局としてアドバイスということがあれば、積極的に全国的な条例等々勉強しながら、より良い潟上市政治倫理の確立のために積極的にアドバイス等はしたいと思っています。

○議長（赤平末次郎） 24番、よろしいですね。

○24番（伊藤 博） はい。

○議長（赤平末次郎） これをもって伊藤博議員の一般質問を終了致します。

◇次に、43番鈴木組子議員の一般質問を許可致します。43番。

○43番（鈴木組子） 43番の鈴木です。潟上市になって初めての一般質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。次の3点についてお伺い致します。

1点目は、喫煙防止と受動喫煙防止について。

日本では、男性の喫煙率が先進国の中で最も高く、若い女性の喫煙率は増えている傾向にあります。喫煙は、さまざまな健康上、環境上のリスクや人間関係の悪化をもたらします。

平成16年に施行されました秋田県健康づくり推進条例の基本計画の中で、受動喫煙防止が重点施策として挙げられております。たばこを吸わない人が受動喫煙で不快な思いをさせられた上に健康を損なうことは、吸った人と同じく体に良くないのです。健康づくりの取り組みの中で、たばこの問題は避けて通れない現状にあります。たばこは肺がんなど、がんの原因や心臓や呼吸器、消化器などにも悪い影響があります。市の財政の厳しいときに、たばこ税が多く入らないことは大変ですが、自分自身の健康のことを考えて、喫煙防止と受動喫煙防止に協力をお願い致したいと思っております。また、分煙化についてですけれども、各事業所や病院、公共施設で徐々に分煙化に取り組んできております。庁舎や学校、公共施設にも分煙の喫煙室をつくって、環境の汚れていないきれいな場所で仕事をするように分煙化についての市当局のお考えをお知らせください。行政の取り組みの姿勢と普及活動が重要であり、行政からの意識改革をしていくことが必要だと思っております。中学校から高校にかけて喫煙率が急上昇するそうですが、潟上市の中・高生にどのような喫煙防止教育をしておりますか。また、やっていない場合は、どのような計画をしておりますか、お伺い致します。

2点目は、合併処理浄化槽設置の今後の取り組みについてと借入金についてお伺いします。

市では、居住環境の改善、水質環境保全の観点から、快適で安全な生活を支える環境づくりを目指して合併処理浄化槽を設置することになりました。公共下水道や集落排水などできない地区に説明会があり、今年度は39人の希望者のうち、抽選で17人が選ばれたそうです。残る希望者の設置はどうなるのでしょうか。また、今後の計画はどのよう

になっているのでしょうか。借入金についてですが、無利子で70万円借入できる制度は大変助かりますが、老齢年金、厚生年金を受けている高齢者は該当しないそうです。老人家庭でも子供たちが遠くに住んでいても、話し合いで保証人になってもらうとか、いろいろ方法があると思います。保証人とか手続きが大変面倒くさいと言っております。もっとあたたかい制度の活用を市当局にお願い致します。

3点目、飲酒運転について。

夢あふれるまちづくりを目指しておる潟上市ですが、飲酒運転違反者数は8月の広報に載っていましたが、ワーストの上位に入っていました。男性も女性も酒をたしなむことは楽しく、適量であれば百薬の長とも言われております。本当に健康にも良いとされています。家族、職場、地域などで飲酒運転追放でいろいろ運動してまいりましたが、いっこうに効果がなく、減らない現状であります。地域ぐるみで、もっと積極的に飲酒運転の追放を呼びかけて、安全・安心の地域づくりを目指し、ワーストの上位の汚名を返上するように、市民みんなで頑張っていきたいと思いますが、市当局の考えをお知らせください。また、公務員や先生、議員もおりますが、飲酒運転で毎日のように新聞に載っています。それについての話し合いとか、指導とかやっているのでしょうか、お伺い致します。

以上3点について、お伺い致します。終わります。

○議長（赤平末次郎） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 43番鈴木議員の一般質問にお答えします。

ヘビースモーカーの私がこの喫煙について答えするのは何だか心苦しいところではございますが、それはさておいて鈴木議員がおっしゃるとおり喫煙者にはがん、心臓病などの疾病の罹患率等が高いことや疾病の原因と関連があることは指摘されております。また、一旦喫煙を開始すると、禁煙することは一般的に難しく、喫煙には依存性があることも科学的知見となっております。鈴木議員ももうおわかりのとおり、今はたばこのパッケージに健康に対する悪影響について表示されております。喫煙や受動喫煙は、健康に及ぼす影響が大きいと、会議や研修会等で呼びかけたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、分煙についてであります。公共の場所において分煙を実施する施設が徐々に増えておりますが、その形態は様々で、形ばかりの分煙対策になっている場合があることも否定はできません。3地区の庁舎では、それぞれ分煙して喫煙をしております。ま

た、会議等では禁煙をしておりますが、各施設に喫煙場所を設置し、分煙機器によりたばこの煙を軽減することが理想的であると思いますが、予算が伴いますので、今後検討してまいりたいので、ご理解を賜りたいと思います。

喫煙防止教育については、教育長が答弁を致します。

次に、合併浄化槽の設置の今後の取り組みについて申し上げます。

合併処理浄化槽事業につきましては、平成16年度に旧昭和町において計画し、今年度から事業を開始しております。募集に対し、今年度の設置申込者は39件あり、予算計上済み17件分について早期の着工を図るため、箇所選定について関係者を集め、相談の結果、抽選にて選定したものであります。残る22件分につきましては、本定例議会に補正予算を計上しており、市民の希望に沿うよう、年度内の完成を目指す予定であります。

また、今後の事業計画は、国からの補助事業、交付金事業で実施してまいりますので、採択基準である年間20件以上の制約のもとで、全体計画では約200件を平成25年までの期間にて実施する予定となっております。

借入金についてであります。市では水洗化率の向上を図るため、水洗便所改造資金融資斡旋規則に基づき、融資斡旋者へ利子補給をしております。ご指摘にあるよう高齢者への融資につきましては、金融機関にとっては償還能力の適格審査の基準に差異があり、困難な場合もあるのが現状であります。各金融機関の資格審査基準までは経営方針に及ぶことから市でも介入できない実情であります。取引金融機関の利用等、親族保証人の件も含め、鋭意斡旋に努めますので、ご理解のほどお願い致します。

飲酒運転について申し上げます。飲酒運転の追放については、ドライバーはもちろんのこと、また家族や職場、地域全体の協力を得ながら、個人個人のモラルに訴えていくことが最も効果的運動方法として、市の広報や交通安全運動に併せた全戸へのチラシ配布、または地区交通安全協議会や交通指導隊など各交通安全団体との連携のもと、飲酒運転撲滅の運動を展開している状況であります。今後も五城目警察署、交通安全協会、交通指導隊、各職場の安全運転者の連携を深め、飲酒運転を追放し、重大事故の防止や飲酒運転による加害者、被害者、両家族にとって不幸な出来事が少しでも減少するよう、運動を展開してまいりたいと思います。

ここまでは模範答弁ですが、私は今までどおりの運動ではだめだと。もっとインパクトのあるものの計画、運動実施というものを今後一生懸命考え、職員にも考えていただきたいと、こう思っていますので、宜しくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 43番鈴木議員のご質問の喫煙防止教育についてお答えします。

現在、喫煙防止教育については、小学生、中学生、高校生の発達段階に応じた教育を行っています。潟上市の中学校では、保健体育の健康の保持増進と疾病授業で、喫煙と飲酒について学習し、その害が人体に及ぼす影響などを学習しています。また、社会科の授業では、嫌煙権について学習し、受動喫煙の害や被喫煙者の健康などを学習しています。学校によっては病院の先生を招いた保健集会を開き、医学的な見地から喫煙の害について話を聞いています。また、警察の方を招き、薬物乱用防止教育を開催し、この中で喫煙防止にも触れ、たばこの及ぼすさまざまな影響について学習しています。高校においては、保健の授業で実践的な体験活動を通して喫煙防止教育を行っています。例えば単に知識だけの授業ではなく、たばこを勧められたらどうするかなどの役割劇を行い、喫煙を勧められたときにどう対応するかなど、対応能力の修得を目指した教育を行っています。喫煙防止教育については、小学校でも行われています。主に5・6年生の保健の授業で学習しています。生活習慣病などの病気の予防と関連させながら、喫煙は健康を損なうことを学習しています。また、学校によっては、先ほども話しましたが、病院の先生を招き、PTA、保体部の事業として、保護者と児童と一緒に話を聞く講演会を開催しているところがあります。このように小学校から高等学校まで喫煙防止については系統的な教育を行っています。今後もこの点に関して実践的であることを十分に考慮し、計画的に取り組むよう考えています。

なお、本年4月より小学校、中学校の校地内は全面的に禁煙としています。何とぞ、保護者、地域の方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（赤平末次郎） 再質問ございませんか。43番。

○43番（鈴木組子） 昨年、男鹿の市役所に、昭和地域の議員有志で行ってきましてけれども、そのときに入った左側ですぐに喫煙室がありました。それはビニールで囲んだ部屋になったようで、大変肩身の狭いような部屋でしたけれども、あとで議員に聞いたら、市役所は5階までありますけれども、階ごとに喫煙室があるというお話でした。そういうことで、かなり参考になると思いますので、一応お話したいと思いました。

それから、合併処理の借入金のことですけれども、これは町内の保証人であっても高

齢者は保証人にできないと言われたそうです。その人は、高齢者でも結構お金もらっている人ですけれども、そういう条件とかはあるのでしょうか。高齢者ということだけで保証人を断られたということでした。

それから飲酒運転についてですけれども、交通安全母の会は、天王地区は大変よくやっております。それで、昭和の場合は保育園の交通安全母の会ですし、飯田川町は婦人会でやっております、昭和、飯田川は交通安全週間だけの活動です。そういうことで天王の人は頑張っていますので、天王に見習って、やはり広域的にですね、旧3町の地域が協力して飲酒運転追放とか、交通安全のためにやっていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 石川市長。

○市長（石川光男） 鈴木議員の再質問にお答えします。

1つ目の禁煙については、男鹿市の例を出していただきました。今、天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎の3庁がありますが、それぞれ形態が違っております。施設の内容、広さ、あるいは、それから構造も違ってありますが、いずれ先ほどもお答えしましたが、職員等については、喫煙場所の確保も含めてモラルが必要だろうと、こう思っています。

それから保証人の年齢制限については、担当の方から答弁させます。

飲酒運転については、天王地区が大変よくやっているというお言葉をいただきましたが、これは旧天王、昭和、飯田川も含めて、これから一体的に運動を進めていくということでもあります。そのためにも、この飲酒運転追放のためのインパクトの運動、実践については、議員の皆さんからも、市民の皆さんからも良いお考えを出していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（赤平末次郎） 伊藤部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 下水道事業にかかわる利子補給という金融機関でございますが、今、数社ございますけれども、たしかに高齢者だといって断る金融機関もあるそうですので、それは当方でも知っていました。ただ、これから市の方で、金融機関との申し合わせ事項ということで、話し合いの場を持ちたいと思いますので、その結果を後ほど皆さんにお知らせをしたいと思っておりますので、どうかそれまで今少し時間をください。宜しくお願いします。

○議長（赤平末次郎） 43番、よろしゅうございますか。

○43番（鈴木組子） はい。

○議長（赤平末次郎） これをもって、43番鈴木議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終了致しました。

本日の日程は、これにて終了致しました。よって、本日はこれにて散会致します。

なお、16日午前10時より本会議を再開致しますので、ご参集をお願い致します。

誠にご苦労さまでした。

---

午後 2時47分 散会

